

# 大坂金蔵の性格と収支

大野 瑞男

はじめに

- 一 大坂金蔵について
  - 二 大坂金蔵に関する新史料
  - 三 大坂金蔵に関する既知の史料
  - 四 享和二年大坂金蔵納払勘定帳の分析
  - 五 天保四年大坂金蔵納払勘定帳の分析
- おわりに

はじめに

二〇一三年発行の『三井文庫論叢』第四七号に、史料紹介「天保期幕府財政の新史料（一）」として近世経済史料研究会による天保四年（一八三三）「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」納の部が掲載され、公益財団法人三井文庫より恵贈を受けたので、早速同文庫を訪れ原史料を閲覧するとともに撮影を許された。筆者も原稿化を進めるうち、翌

年第四八号に渡の部が掲載されたのである。この史料は二〇一〇年古書店から購入されたものである。また同文庫参考図書の中に「享和三亥年（一八〇三）分大坂御金蔵金銀拝借帳」があり、併せて撮影を行った。この過程で同文庫の方々の情報から、年次の異なる享和二年「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」一冊を二〇一四年広島県立文書館が寄贈を受けたことを知り、一五年同館を調査、撮影を行ったのである。

筆者は二〇〇八年『江戸幕府財政史料集成』上下巻を吉川弘文館から編著として出版した。このうち大坂金蔵の史料としては、宝永二年（一七〇五）「元禄十六末宝永元申式ヶ年分大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」を収載した。これは幕府への納入金銀が口別詳細に記載されているものの、支出は総額のみである。この点ここに分析の対象とする二点の勘定帳は収入も支出も口別詳細で、また拝借帳も他に類例がなく、従来になく大変貴重なものである。また紹介された年次が『江戸幕府財政史料集成』出版以後なので、然るべき機会に紹介したいと思うが、ここでは取り敢えず享和二年と天保四年の「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」を分析することにした。

## 一 大坂金蔵について

大坂城の金蔵は本丸天守台の東南に位置し、寛永初年大坂城内に建設されたという。これを管轄する大坂金奉行の史料の初見は、『徳川実紀』では寛永二年（一六二五）大坂金奉行山田市兵衛直勝の子市左衛門直忠が家光に初見しており、さらに同年是年条に大番組頭深津弥左衛門正吉と今村伝右衛門正信が大坂金奉行に命ぜられたとある。従って大坂金蔵は寛永初年に創設されたという説とは一致する。「吏徴実録」下巻にも寛永二年深津弥左衛門正吉がこれに任命されたとあるが、同書には寛永十六年三月七日初めて三員を置くともある。大坂金奉行は大坂金蔵の金銀出納を掌り、大

坂定番の支配に属した。

国立国会図書館所蔵の承応・明暦（一六五二〜五八）頃に作成されたと思われる「大坂城御絵図」には、柱間東西九間・南北三間の、天守閣側の北向きに出入り口を設けた金蔵が描かれている。これは後に元御金蔵と呼ばれるものである。

享保十五年（一七三〇）大坂金蔵内に内仕切を設け、仕切の内戸前は城代・城番（定番）・大坂両町奉行が封印、外戸前は両町奉行・金奉行が封印し、戸前の鍵は城代が管理した（『大阪編年史』第八卷一七頁「町奉行所旧記」）。

寛延四年＝宝暦元年（一七五二）新たに金蔵が築かれ（『大阪編年史』第九卷一三六頁「大坂御城代公用人諸事留書」、金蔵の場所にあった多間長屋を切斷転用し改造したと考えられる。柱穴の状態から元は二階建てだったものを平屋に改築している（天保八年（一八三七）改修時の説もある）。寛政五年（一七九三）に描かれた「大坂城絵図」（大阪城天守閣所蔵）には元御金蔵と新御金蔵が共に描かれ、新御金蔵は柱間東西三間、南北八間であった。当初の元御金蔵は東西に長い作りだったが、この間に南北に長い作りに変えられている。そしてすぐ南に長屋が近接していたので、寛政九年に切り縮めて部材を帳蔵建設資材に宛てている。

宝暦元年建造のこの金蔵は「新御金蔵」と呼ばれ、当初の金蔵を「元御金蔵」と呼んで区別した。そしてこの新金蔵の解体修理の時に発見された墨書や当時警備に当たった大名の記録から、天保八年（一八三七）に大規模な改築が行われたことが分かる。この両金蔵は慶応四年（一八六八）の鳥羽・伏見の戦い後の大坂城大火にも残った。

このうち元御金蔵は明治二十五年（一八九二）配水池建設にともない現存の金蔵（新御金蔵）の東隣に移築された。昭和三十四年（一九五九）から三十六年に新御金蔵を解体修理した際、東隣に元御金蔵の基礎部分が発出されている。

昭和四年元御金蔵は陸軍によって高槻工兵隊敷地内に解体移築された。前年からの昭和天皇即位事業として、天守閣

復興を含む大阪城公園整備事業の一環として、元御金蔵南隣の位置に陸軍第四師団司令部庁舎が新築されることになり、元御金蔵は立ち退く必要から解体されたのである。これを譲り受けた高槻工兵隊はこれを改築、翌年落成して武道場として利用されていたが、昭和四十年二月二十五日火災により焼失したのである（高槻市立しるあど歴史館『しるあどだより』第一号二〇一五年十月・千田康治「高槻工兵隊に移築された大阪城の『元御金蔵』について」）。

大阪城に現在ある金蔵はこの新御金蔵であり、昭和二十八年国指定重要文化財となった。東西柱間三間、南北柱間八間で総面積九三平方メートル余。屋根寄棟本瓦葺き、壁上部白漆喰塗り、下部なまこ壁。北側入口三重戸、下の換気口と東面一箇所・西面三箇所の窓は両開きの塗籠戸で嵌め殺しの鉄格子、片引き板戸を設け、床は石を敷き詰め、防火・防犯・防湿にまで配慮した厳重な構造である。

## 二 大坂金蔵に関する新史料

拙編『江戸幕府財政史料集成』上下巻（二〇〇八年・吉川弘文館）刊行以後の新史料（紹介順）

A 公益財団法人三井文庫参考図書D九二二一五八

「大保四巳年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」一八八三年、本紙一一九丁・表紙・裏表紙、二〇一〇年三井文庫が古書店より購入。縦三一〇ミリ×横二二三二ミリ。

二〇一三年二月『三井文庫論叢』四七号（一）に納の部・一四年二月同四八号（二）に渡の部を近世経済史料研究会（荒木裕行・大橋毅顕・酒井一輔・佐藤雄介・下向井紀彦・高槻泰郎・福澤徹三・村和明・若山太良）が史料紹介。

B 同参考図書D九二二―四一

「享和三亥年分大坂御金蔵金銀拝借帳」一八〇三年、本紙六一丁・表紙・裏表紙

帳面の袋書によれば、慶応四年（一八六八）幕末戦争で大坂城内の火薬庫が爆発、市民が略奪した際、茶店の撰津西成郡川崎村松本安兵衛より大阪市北区富田町松本直七へ貰い受け、明治三十六年（一九〇三）市役所古書調査の際差し出し、昭和八年（一九三三）三井文庫へ寄託。縦三一七ミリ×横二二七ミリ。

C 広島県立文書館所蔵

「享和二戌年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」一八〇二年、本紙一五二丁・表紙・裏表紙

別奥書によると、慶応四年一月一七日大坂城攻略の広島藩士日詰辨蔵（その後日詰吾朗と改名）が落城の際この帳と蔵屋敷図や具足・鉄砲・陣羽織等を得、国元に運送した。明治十三年（一八八〇）八月広島県沼田郡久地村（現広島市安佐北区安佐町大字久地）居住の日詰吾朗がこの帳の裏表紙裏にその旨記載している。そして二〇一四年度子孫が広島県立文書館に寄贈。縦三一九ミリ×横二二三ミリ。

三 大坂金蔵に関する既知の史料

D 「竹橋余筆別集」明暦四年（一六五八）「大坂御金蔵」（『江戸幕府財政史料集成』下巻三二六四～三二六六頁）

最初の一通は明暦四年一月二十五日付大坂町奉行・金奉行宛の老中松平信綱・阿部忠秋連署添状。明暦大火後の江戸金銀不足を解消するため白銀二万貫目を大坂から取り寄せ。二月十一日の大坂定番・大番頭・大坂町奉行宛追伸では黄金七万両を大番二人宰領で取り寄せる旨、酒井忠清・松平信綱・阿部忠秋連署奉書。以下三通明暦三年二月十九日・

四月二十一日・六月二十五日の大坂町奉行・金奉行宛松平信綱・阿部忠秋連署添状、白銀二万貫目大坂・二条在番辛領により取り寄せ。

E 大阪市立中央図書館大阪市史編纂所史料

宝永二年（一七〇五）「元禄十六未宝永元申式ヶ年分大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」（『江戸幕府財政史料集成』上巻 一八～三七頁）

幸田成友氏収集史料のちに大阪市史編纂所所蔵。美濃紙大判豎帳、表紙・本紙四三丁、墨付四一丁。元禄十六年（一七〇三）・宝永元年（一七〇四）二か年分大坂金蔵納金銀を納入人名を基準にし、項目ごとに分けて記載。納方役人は五畿内・近江・丹波・丹後以西の代官、伏見奉行・長崎町年寄・大坂堺酒改役人・過書船入木山支配・大坂町奉行・大坂惣年寄・大坂蔵奉行・二条蔵奉行、ほかに所司代格家来・大坂定番与力・大坂町奉行与力。

納金銀項目は年貢・物成、小物成、長崎運上・酒造運上・鉾山運上・川船運上など諸運上、米その他売払代、地代金、未進取立、その他の返納・上納の金銀、畿内筋以西の幕領の幕府への納入金銀網羅。表紙・末尾に連印は、大坂町奉行太田好敬・大久保忠香、大坂金奉行小林直政・石原信富・玉虫武茂・大久保忠雄。納口の内容が明らかであるが、払は総計のみの記載。

この勘定帳を紹介したもののが拙稿「元禄末期における幕府財政の一端―大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」の紹介を兼ねて―」（『史料館研究紀要』四号・一九七一年、のち拙著『江戸幕府財政史論』一九九六年・吉川弘文館所収）である。

F 常陸笠間牧野家文書

安永七年（一七七八）一月「両御金蔵御金銀有高」一冊・「新御金蔵内仕切御除金銀覚」一冊・「元御金蔵両町奉行

所仮納銀覚」一通・二元御金蔵石原清左衛門鋪仮銀仮納覚」一通（『江戸幕府財政史料集成』上巻二二二～二二七頁）

大坂元金蔵と新金蔵に収納されている金銀有高を金種別に項目・年代に分けて記したものの、新金蔵内仕切除金銀を記したものの、元金蔵へ大坂両町奉行所が仮納した銀、同じく石原清左衛門より鋪銀として仮納した銀の覚。

G 「竹橋余筆別集」享保九年（一七二四）「大坂御蔵定御証文写」（『江戸幕府財政史料集成』下巻三四九～三五八頁）\*

（\*印は大坂米蔵が主、以下同）

大坂町奉行・大坂御金奉行作成の定御証文写。万治三年（一六六〇）三月五日から享保八年十一月十四日までの老中連印の証文一八通。一通目元禄四年（一六九二）二月、陸路現送の大坂金蔵金銀の江戸金蔵送金が、十人両替・三井・銀座など御為替組による為替送金に切替えられた際の通達。以下大坂金蔵の支出証文。

H 「竹橋蠹簡」慶安元年（一六四八）九月二十一日「大坂御城米巳午未申酉納并渡方御勘定目録」（『江戸幕府財政史料集成』下巻三〇四～三〇六頁）\*

大坂御蔵奉行ら作成の大坂城米収支の勘定目録の一部。寛永十八年～正保二年五カ年分の請取米・大豆・銀、米・大豆・銀の渡都合、残米・大豆が負として記される。

I 「竹橋余筆」慶安元年（一六四八）九月「大坂御城米寛永正保納并渡方御勘定目録」（『江戸幕府財政史料集成』下巻三三四～三三六頁）\*

寛永十八年～正保二年五カ年分の納米・大豆・銀と出目大豆、小以、寛永二十年の買米、米・大豆・銀の納合計。渡都合と残は最後に記されHより詳細。渡方はほとんど省略。

J 東京大学史料編纂所所蔵特殊蒐書近藤重蔵関係資料

貞享四年（一六八七）四月「貞享三寅年御入用払高大積」（『江戸幕府財政史料集成』上巻一～五頁）

弘方金奉行井戸安右衛門治基・本田藤十郎正信・戸田茂兵衛直祐から留守居彦坂吉岐守重治・杉浦内蔵允正友・内藤出羽守正方・酒井能登守忠辰に宛てた貞享三年幕府金蔵支出の弘方金奉行管掌の金銀銭米を各費目ごとに整理した概算と、各費目ごとに前年の支出額との増減を付札に記した写。

K同

元禄七年（一六九四）九月「御蔵入高并御物成元払積書」\*（『江戸幕府財政史料集成』上巻六〇一七頁）

元禄七年の幕領総高（四一七万一〇〇〇石）に近年の平均的な率の物成を積もり基準の歳入として（米二一六万八〇〇〇俵余・金五六万二七〇兩余）、近年入用が増した積りと元禄七年から一〇年程以前（貞享期）の平均的な歳入高を比較したもの。幕府勘定所作成の公式控・写本と推定。

#### 四 享和二年大坂金蔵納払勘定帳の分析

広島県立文書館所蔵の「享和二戌年（一八〇二）分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」は、享和三年十一月大坂町奉行水野若狭守忠通・同佐久間備後守信近・大坂御金奉行勝屋庄左衛門成庸・同高野一郎左衛門（諱不詳、なお諱は初出に限り付し諱不詳は通称のみとする）・大番小林鉄次郎正供・同服部安右衛門保節が勘定を仕上げて幕府勘定所に提出し、翌文化元年（一八〇四）六月老中（元老中を含む）・若年寄・勘定奉行・勘定吟味役・勘定組頭が奥書し、先の大坂町奉行・大坂御金奉行・大番に渡したものである。

この勘定帳には幾つかの記載区分がある。表（1-1）を参照されたい。最初に享和二年一月一日の金蔵有高が金種別（金・銀・唐金・唐銀・灰吹銀）に記され、その内の金銀総額は銀換算一万六八五貫六〇〇匁八分、唐金・唐銀・

灰吹銀の銀換算四二三四貫五九九匁一分を加えると総額二万一〇九四貫一九九匁九分となる。うち定式遣方有高は銀換算七四〇八貫七五七匁四分（総額の三五・一二％）・御除有高同六九三貫〇二匁七分（三・二九％）・外有高同八七五七貫八二〇匁七分（四一・五二％）が記される。この合計は一万六八五九貫六〇〇匁八分となり（七九・九三％）、総額より四二三四貫五九九匁一分（二〇・〇七％）少なく、この部分が唐金・唐銀・灰吹銀に相当するのであろう。この記載は「戊正月朔日／御金蔵有高」とのみあり、唐金・唐銀も種別の記載がない。後の定式品々納や別口品々納のそれには種別記載がある。すなわち唐金のうち足赤金は掛目一匁につき銀三二匁五分替え、八程金は掛目一匁につき銀二六匁四分替え、唐銀のうち紅毛（オランダ）銀錢テカトン（デュカトン）は掛目一〇匁につき銀一八匁〇分三厘七毛三弗替え、紅毛人頭錢は掛目一〇匁につき銀一七匁五分二厘七毛八弗替えと記載されている。従って銀換算はこの掛目および銀記載によったが、単に唐金・唐銀とあって種別の記載のないものは、換算記載値の同年平均金一兩〓銀六三匁三七で銀換算をした。灰吹銀は元文銀が銀位四六であるのでこれを用い元文銀に換算してある。大判は一枚は別口品々納の三井三人組・為替十人組の買上値段一枚金二〇兩一分銀四匁替えを用い、更に銀換算をした。公定一枚金七兩二分ないしこの時期の八兩二分程度より非常に高いが、恐らく慶長大判値段であろう。

なお牧野家文書安永七年（一七七八）『両御金蔵御金銀有高』（『江戸幕府財政史料集成』上巻二二二～二二七頁）の唐船持渡唐金銀は元糸銀・中形足紋銀・元宝足紋銀・足赤金・九程金・八程金・花辺銀錢・人頭錢・安南板金・安南上棹銀・安南次棹銀・西藏金・紅毛銀錢などがある。ここでは唐金一匁は元文銀三〇匁、紅毛銀錢は一匁八五九三五余で計算したが、享和二年勘定帳では上記の史料記載に従って元文銀に換算した。

納方は総額銀換算二万四九一三貫七三〇匁五分で、定式・別口・御除・外に大別され、定式は年貢金銀・石代金銀・諸運上冥加金銀・払物代・払米代銀・品々納に、別口は拝借返納金銀・一ツ橋殿貸付元銀と利銀・御用銀・品々納に、

大判	唐金	唐銀	灰吹銀	大判他銀換算	総額銀換算	構成比
	109,131.5	136,340.3	358,001.1	4,234,599.1	21,094,199.9	100.00
					7,408,757.4	35.12
					693,022.7	3.29
					8,757,820.7	41.52

					7,824,820.4	31.41
					551,470.4	2.21
					1,147,822.1	4.61
					86,036.2	0.35
					667,075.0	2.68
2	18,259.8	135,946.0	553,190.0	2,036,315.2	2,339,665.3	9.39
					1,679,473.7	6.74
					447.1	0.00
					223.4	0.00
					3,168,508.0	12.72
5	6,020.3			202,095.1	463,971.9	1.86
					91,517.5	0.37
					31,687.6	0.13
					522,422.4	2.10
					5,854,019.2	23.50
					75,139.2	0.30
					90,693.0	0.36
					318,738.0	1.28
7	24,280.0	135,946.0	553,190.0	2,238,410.4	24,913,730.5	100.00
7	133,411.6	172,286.3	911,191.1	6,225,056.3	45,759,977.2	

2			668,001.1	1,454,750.5	13,984,624.4	50.33
5				6,453.0	8,049,202.9	28.97
					5,751,284.5	20.70
7			668,001.1	1,461,185.9	27,785,111.8	100.00

	133,411.6	272,286.3	243,190.0	4,941,770.5	18,147,313.2	100.00
	127,391.3			3,751,673.8	7,220,652.9	39.79
	6,020.3			195,659.8	1,064,364.6	5.87
					1,338,650.2	7.38
					7,530,901.0	41.50
					16,608,370.4	

算は史料によった)である。定式年貢金銀・定式石代金銀・外年貢金銀之類は口ごとに換算銀が記される

## 大坂金蔵の性格と収支（大野）

表（1-1） 享和二年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

	金	金＝銀換算	銀	金銀計銀換算
1月1日金蔵惣有高	117,653.7500	7,455,718.1	9,403,882.666625	16,859,600.8
内定式遣方有高	60,560.0000	3,837,687.2	3,571,070.200000	7,408,757.4
御除有高	660.0000	41,824.2	651,198.500000	693,022.7
外有高	56,433.7500	3,576,206.7	5,181,613.966625	8,757,820.7
納方				
享和2年定式年貢金銀	47,501.0000	3,006,048.3	4,818,772.084000	7,824,820.4
定式石代金銀	7,820.0000	495,089.1	56,381.308000	551,470.4
定式諸運上諸冥加金銀	12,200.7500	773,161.5	374,660.648000	1,147,822.1
定式払物代			86,036.235000	86,036.2
定式払米代銀			667,075.046000	667,075.0
定式品々納	802.7500	50,870.3	252,479.847500	303,350.1
別口拝借返納金銀	25,586.2500	1,621,400.7	58,073.004000	1,679,473.7
別口一ツ橋殿貸附元銀			447.086000	447.1
別口一ツ橋殿貸附利銀			223.489000	223.4
別口御用金	50,000.0000	3,168,500.0		3,168,508.0
別口品々納	1,348.2500	85,438.6	176,438.215000	261,876.8
御除年貢銀之類			91,517.500000	91,517.5
御除貸附返納金銀	499.5000	31,653.3	34.306000	31,687.6
御除品々納	10.0000	633.7	521,788.679600	522,422.4
外年貢金銀之類	44,200.0000	2,809,175.0	3,044,844.165000	5,854,019.2
外運上銀			75,139.150000	75,139.2
外払米代			90,692.970000	90,693.0
外貸附返納金	5,026.7500	318,545.1	192.975000	318,738.0
納合	194,995.2500	12,360,515.6	10,314,796.708100	22,675,320.1
惣合	312,649.0000	19,816,233.7	19,718,679.374725	39,534,920.9
渡方				
定式遣方金銀	71,771.6250	4,548,167.9	7,981,709.000000	12,529,873.9
別口金銀	97,240.6250	6,162,138.4	1,880,611.455000	8,042,749.9
外金銀	54,010.2500	3,422,629.5	2,328,655.040625	5,751,284.5
渡合	223,022.5000	14,132,935.8	12,190,915.495625	26,323,851.3
差引残				
12月29日大坂金蔵有高	89,626.5000	5,679,631.3	7,527,703.879100	13,207,335.2
内定式遣方有高	26,750.7500	1,695,095.0	1,773,884.124500	3,468,979.1
別口有高	13,184.5000	835,501.8	33,203.043000	868,704.8
御除有高	1,169.5000	74,111.2	1,264,538.985600	1,338,650.2
外有高	48,521.7500	3,074,823.3	4,456,077.726000	7,530,901.0
外拝借手形にて有之分	175,964.1153	11,150,846.0	5,457,524.448000	16,608,370.4

注) 金の単位は両、分朱は十進法とした。銀・唐金・唐銀・灰吹銀の単位は貫匁、大判は枚（大判銀換が、それ以外は銀換算の記載がなく、金1両＝銀63.37匁の平均値を用いた。

御除は年貢銀之類・貸附返納金銀・品々納に、外は年貢金銀之類・運上銀・払米代・貸付返納金に分けて記される。このうち金額の大きいものは、定式年貢金銀七八二四貫八二〇匁四分（納合の三一・四二％）・石代金銀五五一貫四七〇匁四分（二・二二％）・諸運上冥加金銀一一四七貫八二二匁一分（四・六一％）、御除年貢銀之類九一貫五一七匁五分（〇・三七％）、外年貢金銀之類五八五四貫〇一九匁二分（二・三・五〇％）など年貢に類するものである。総額で一万五四六九貫六四九匁六分で、六二・一〇％と六割を越す。

享和二年一月一日金蔵惣有高に納合を加えると惣合の金額となる。銀換算総計は四万五七五九貫九七七匁二分となる。ここからの渡方をみると、定式遣方金銀、別口金銀、外金銀に分けられ、その総計が渡合二万七七八五貫一一匁八分である。内訳は定式遣方金銀一万三九八四貫六二四匁四分（五〇・三三％）、別口金銀八〇四九貫二〇二匁九分（二八・九七％）、外金銀五七五一貫二八四匁五分（二〇・七〇％）となる。この外金銀は江戸への取下金銀で宿送りや為替によって江戸の御用所や金蔵に送られている。また別口の中にも江戸金蔵に送ったものが含まれている。

そして差引残がこの年末（十二月二十九日）の大坂金蔵惣有高で、銀換算一万八一四七貫三二二匁二分となり、年初より二九四六貫八八匁七分減っている。うち内訳は定式遣方有高七二二〇貫六五二匁九分（三九・七九％）、別口有高一〇六四貫三六四匁六分（五・八七％）、御除有高一三三八貫六五〇匁（七・三八％）、外有高七五三〇貫九〇一匁（四一・五〇％）の比率である。年初に比べると、定式有高が一八八貫一〇四匁五分減り、外有高は二二六貫九一九匁七分減っているが、御除有高が六四五貫六二七匁五分増え、別口有高の項目が設けられている。そして内訳の合計比率は九四・五三％であり、五・四七％が不足するが意味はよく分からない。

ほかに去る享和二年十二月二十九日現在の拝借手形にて有之分（これ有る分）が金銀合わせて一万六六〇八貫三七〇匁四分ある。ただし別帳にあり享和三年勘定に立つべき分である。

以下その内訳の分析を表（112）～（117）で説明する。

表（112）の定式年貢金銀は内物成、内小物成・運上冥加・口米等でその合計も示した。このうち金には此銀として銀額が記され、一兩につき銀何匁替えの換算値が記されている。このような記載は定式石代金銀と外年貢金銀之類の口ごとにもあるが、ほかの項目には記載がない。

納人は当然のことながら全て代官（一三人）・伏見奉行（一人）・預所大名（六人）で五畿内筋（山城・大和・摂津・河内・和泉・近江・播磨・丹波）以西の代官所・預所・奉行所を支配する者たちである。

そこで定式年貢金銀（内物成、内小物成・高掛物・口米口銀・運上冥加とも）の納人の納国名を見てみよう。

代官では、京都代官小堀縫殿邦明は山城・大和・河内・和泉・摂津・丹波、近江大津代官石原庄三郎正通は河内・摂津・和泉・近江、大坂鈴木町代官篠山十兵衛景義は摂津・河内・播磨、大坂谷町代官池田仙九郎但季は河内・播磨・美作、大坂鈴木町代官木村周蔵光休は摂津・播磨、近江信楽代官多羅尾四郎次郎光崇は近江、丹後久美浜代官塩谷大四郎惟寅は丹後・但馬・美作、美作久世代官重田又兵衛信征は美作・備中、備中倉敷代官柘植又左衛門竹苞は備中・讃岐・伊予、但馬生野代官布施孫三郎義容は但馬・播磨・美作、山城宇治代官上林六郎久忠は山城・河内、豊後日田代官羽倉権九郎秘救は豊後・豊前・筑前・日向、石見大森代官大岡源右衛門孟清は備後・石見、長崎代官高木作右衛門忠任は肥後・肥前・豊後・石見、賀茂川堤奉行角倉帯刀玄信は山城の代官所・当分預所からの年貢物成である。

預所大名では、摂津高槻永井日向守直進の預所は摂津・河内、出雲松江松平出羽守治郷は隠岐、伊予松山松平隠岐守定国は伊予、播磨龍野脇坂淡路守安董は美作、肥前島原松平主殿頭忠馮は豊後・肥後、伊予大洲加藤遠江守泰済は伊予、伏見奉行加納遠江守久周は山城からの年貢物成である。表の注にも記したが、（ ）内の国地名は本来の領分の国城陣名であり、その国以外の大名預所を対象とする場合もある。ここでは出雲松江松平氏の隠岐、肥前島原松平氏の豊後・

肥後などがその例である。

続いて定式石代金銀は、京都代官小堀縫殿、預所大名一人松平隠岐守、大坂蔵奉行ら四人連名が納人である。このうち松平隠岐守の金に此銀の記載がある（他は銀のみ）。

合計		定式石代金銀		定式諸運上諸冥加金銀	
金	銀	金	銀	金	銀
5,600	353,218.500		50,471.552		
4,400	176,150.000				
1,311	93,983.420				
1,900	168,232.500				
650	34,599.000				
300	25,864.000				
3,150	201,923.500				
2,700	178,438.825				
3,550	245,421.933				
3,000	159,777.000				
70	5,376.400				
400	31,789.000				
3,500	257,502.688				
7,500	476,851.760				
	1,837,058.500				10,539.000
3,100	195,199.000				
700	43,770.815				
120	514.700	7,820	3,409.336	100.00	868.420
2,600	108,180.024				
2,500	197,501.000				
	1,888.670				
450	25,530.849				
			2,500.420		1,001.000
				10,505.50	1,296.000
				1,480.25	220,453.299
					14,673.924
					9,460.000
					8,600.000
					1,324.340
					62,200.000
				115.00	44,244.665
47,501	4,818,772.084	7,820	56,381.308	12,200.75	374,660.648

支配国の物成等も含む。以下同。

大坂金蔵の性格と収支（大野）

表（1-2） 享和二戌年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

定式年貢金銀	内物成		内小物成・運上冥加・口米	
	金	銀	金	銀
納人				
小堀縫殿（京都代官）	3,400	268,109.500	2,200	85,109.000
石原庄三郎（近江大津代官）	800	97,439.000	3,600	78,711.000
篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）	110	18,742.450	1,201	75,240.970
池田仙九郎（大坂谷町代官）	800	83,902.000	1,100	84,330.500
木村周蔵（大坂鈴木町代官）	50	4,927.000	600	29,672.000
多羅尾四郎次郎（近江信楽代官）	300	12,131.000		13,733.000
塩谷大四郎（丹後久美浜代官）	600	27,672.000	2,550	174,251.500
重田又兵衛（美作久世代官）	1,900	104,663.210	800	73,775.615
柘植又左衛門（備中倉敷代官）	2,550	147,488.030	1,000	97,933.903
布施孫三郎（但馬生野代官）	1,700	82,879.000	1,300	76,898.000
角倉帯刀（賀茂川堤奉行）	70	5,376.400		
上林六郎（山城宇治代官）	400	31,789.000		
羽倉権九郎（豊後日田代官）	1,800	138,268.880	1,700	119,233.808
大岡源右衛門（石見大森代官）	6,700	356,994.760	800	119,857.000
高木作右衛門（長崎代官）		1,786,610.000		50,448.500
永井日向守（預所大名摂津高槻）	2,900	178,611.000	200	16,588.000
松平出羽守（預所大名出雲松江）	600	33,124.180	100	10,646.635
松平隠岐守（預所大名伊予松山）		0.000	120	514.700
脇坂淡路守（預所大名播磨龍野）	2,300	81,173.700	300	27,006.324
松平主殿頭（預所大名肥前島原）	2,500	158,888.000		38,613.000
加藤遠江守（預所大名伊予大洲）		1,317.948		570.722
加納遠江守（伏見奉行）	400	21,573.129	50	3,957.720
大坂蔵奉行・大番				
大坂町奉行				
大坂町奉行組与力				
矢部駿河守（堺奉行）				
角倉与一（京都代官・淀川過書支配）				
木村宗右衛門・角倉与一				
木村宗右衛門（代官・淀川過書支配）				
大坂惣年寄				
三井三人組				
計	29,880	3,641,680.187	17,621	1,177,091.897

注） 代官は代官所・当分預所の国の物成等、大名預所（ ）内の国地名は本来の城陣名、本来の領分以外の

定式品々納				
銀	大判	唐金	唐銀	灰吹銀
275.5000				
90.0000				
73,035.8000				433,000
306.7000				
3,219.0000				
5,384.2760				
152.9000				
7,048.6000				
73,433.8120				
13,328.8310				
7,083.1630				
14,654.1010				
54,439.2200				120,190
14.5030				
13.4415	2	18,259.8	135,946.000	
252,479.8475	2	18,259.8	135,946.000	553,190

定式諸運上冥加金銀は、預所大名一人松平隠岐守は伊予別子・立川銅山運上ほか、大坂町奉行水野若狭守・同佐久間備後守連名の淀川大坂川浚冥加・大坂菜種屋ほか冥加、同組与力は除地請地冥加・取立品冥加運上・川船渡船運上、堺奉行矢部駿河守定謙は堺役所取立冥加、京都代官兼淀川過書支配角倉与一玄匡、淀川過書支配・木津川上荷船支配・北山入木山支配木村宗右衛門勝澄、及び同二人連名は高瀬船・過書船運上・黒木運上、長崎代官高木作右衛門は地方組運上冥加、大坂蔵奉行と大番ら四人は難波建家・諸株御免冥加など、大坂惣年寄は堀江上荷船運上、三井三人組は京都町

大坂金蔵の性格と収支（大野）

表（1-3） 享和二戌年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

納入	定式払物代	定式払米代銀	金
	銀	銀	
松平（前田）加賀守（預所大名加賀金沢）	7.490		
松平又七郎（預所大名丹波龜山）	27,755.000		
松平出羽守（預所大名出雲松江）	15.300		
脇坂淡路守（預所大名播磨龍野）	18.660		
加藤遠江守（預所大名伊予大洲）	2.327		
小堀縫殿（京都代官）	1,293.410		13.00
石原庄三郎（近江大津代官）	5,005.460		
篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）	889.690		
池田仙九郎（大坂谷町代官）	65.140	15,127.607	
重田又兵衛（美作久世代官）	61.050		
柘植又左衛門（備中倉敷代官）	1,317.510		
布施孫三郎（但馬生野代官）	4.500		
上林六郎（山城宇治代官）	14.000		
高木作右衛門（長崎代官）	1,337.000		
大坂破損奉行・大坂蔵奉行	66.000		
大坂城代家来・大坂町奉行組与力・大坂定番組与力	18,675.500		
三井三人組	29,508.198	48,055.199	
大坂蔵奉行・大番ほか	86,036.235	593,621.240	
塩谷大四郎（丹後久美浜代官）		10,271.000	
勝屋庄左衛門（大坂金奉行）ほか			
大坂町奉行			
大坂町奉行組与力			
岩瀬加賀守（奈良奉行）			
加納遠江守（伏見奉行）			
矢部駿河守（堺奉行）			
大岡源右衛門（石見大森代官）			
大坂惣年寄			650.50
三井三人組・為替十人組			
長崎町年寄			139.25
計	86,036.235	667,075.046	802.75

奉行所運上が少なからぬ金額を納めている。なお三井組は八〇日限をもって大坂金蔵へ納める為替銀である。

表(1-3)では定式払物代は、預所大名では加賀金沢松平(前田)加賀守斉広は能登の廻米敷筵代、丹波亀山松平又七郎信彰は丹波保津川筏運上材木払代、出雲松江松平出羽守は隠岐下草払代、播磨龍野脇坂淡路守は美作高瀬船荷難儀物と打毀徒党欠所物払代銀、伊予大洲加藤遠江守は摂津物成蔵納敷筵代である。代官は九人で京都代官小堀縫殿は御所方・二条城・大川筋樋修復竹木払代、御馬代払代銀、大和百姓欠所払代銀をはじめ、石原庄三郎・篠山十兵衛・池田仙九郎・重田又兵衛・柘植又左衛門・布施孫三郎・上林六郎・高木作右衛門各代官所の欠所物・過料錢・払木など雑物の払代金など、大坂破損奉行と大坂蔵奉行の大坂城修復古木払代銀、大坂城代家来と定番組・大坂町奉行組と力と定番組と力は城詰古味噌等払代銀、そして三井三人組は京廻り・京都町奉行所・山城・二条の竹木、古木・鉄物類、敷筵などの払代銀を八〇日限りに大坂金蔵へ納める為替銀などが記される。

定式払米代銀は大坂蔵奉行と大番ほかが更痛・濡れ沢手米や散糶などの売払い銀が大量のほか、大坂谷町代官池田仙九郎と丹後久美浜代官塩谷大四郎の二人が破船海中掛揚濡れ米払代銀、三井三人組が更痛米払代金の為替銀納入である。定式品々納は大坂金奉行勝屋庄左衛門ら四人は大坂金蔵払方掛出目銀、大坂町奉行水野若狭守・同佐久間備後守は洪水に大坂市中川浚冥加、大坂町奉行組と力は取立舟床銀・年貢銀・地子銀・地代銀、預所大名は二人で播磨龍野脇坂淡路守の船稼徒党過料錢代銀、伊予大洲加藤遠江守の預所蔵前入用銀、大坂破損奉行と大坂蔵奉行は修復用竹縄藁代銀、代官は四人で京都代官小堀縫殿の祝儀・樽代銀、但馬生野代官布施孫三郎は代官所但馬・播磨・美作灰吹銀残銀と取上錢代銀、長崎代官高木作右衛門の肥前伝馬宿入用米代銀、石見大森代官大岡源右衛門の銀山方灰吹銀引替渡残銀、奈良奉行岩瀬加賀守氏紀は南都役所納払残銀、伏見奉行加納遠江守は伏見廻り取立物・地子代銀・払物代銀、堺奉行矢部駿河守は堺浦船石錢銀、大坂惣年寄は町地代銀を納入している。三井三人組は京都町奉行所過料・欠所払代、地子銀など

大坂金蔵へ納める為替銀、長崎町年寄高木作右衛門は金銀のほか唐金・唐銀の納入がある。ほかに三井三人組・為替十人組は大判を納め、但馬生野代官布施孫三郎と石見大森代官大岡源右衛門は銀のほか灰吹銀も納めている。

表（1-4）の別口拝借返納金銀は口数が多い。宇治の茶師たちや山城宇治代官上林又兵衛政武・上林六郎の拝借金年賦返納、三井三人組は京都町奉行所へ取立てた御金改役後藤庄三郎預金三万両のうち京都で貸出した分借請人より取立てた元利金銀八〇日限大坂金蔵へ納める為替金銀、京都代官小堀縫殿・大坂鈴木町代官篠山十兵衛・同木村周蔵・同谷町代官池田仙九郎・近江大津代官石原庄三郎・摂津高槻永井日向守らは山城・摂津・丹波・和泉・河内・播磨の代官所・預所の夫食代・農具代・種粃代拝借返納残、豊後日田代官羽倉権九郎・肥前島原松平主殿頭も豊後・豊前夫食代拝借返納残である。美作久世代官重田又兵衛・但馬生野代官布施孫三郎は村々早損につき手当拝借返納、安部信濃守信富は仙洞付勤役中の拝借返納、大坂町奉行水野若狭守・同佐久間備後守は摂津悪水吐自普請入用返納と小堀周防旧知貸付銀年賦返納、出羽久保田佐竹右京大夫義和の秋田銅山新規普請一万五〇〇〇両拝借の返納計一五〇〇〇両、美作久世代官重田又兵衛・但馬生野代官布施孫三郎の美作・備中村々早損手当返納、下総関宿久世大和守広誓は亡父広明の拝借金年賦返納七〇〇両で、利根川洪水の幕府恩貸金が理由である。肥後熊本細川越中守斉茲は非常災害拝借三万両の年賦三〇〇〇両返納である。堺奉行矢部駿河守は堺奉行組与力同心へ貸付銀年賦返納、小堀縫殿は黄檗山万福寺貸付銀小堀周防断絶につき村方借請返納元銀である。最も多額な納人は紀州家中の砂糖製作手当拝借と水戸家中の為替米金上納で各一万両である。大坂破損奉行加藤久二郎則孝・同野沢八三郎清影・大坂蔵奉行水嶋十兵衛忠丈・大坂弓奉行酒井主水特隣・同鈴木内蔵助政為は手代組頭・同心ら類焼拝借返納、そして松平主殿頭は島原山崩高波亡所普請拝借返納一〇〇〇〇両である。

別口一ツ橋貸付元銀と利銀は美作久世代官重田又兵衛の美作・備中村々一ツ橋貸付元銀利銀返納滞銀年賦返納である。

表(1-4) 享和二戌年分大坂御金藏金銀并灰吹銀納払御勘定帳

納人	別口拝借返納金銀		別口一橋 貸付元銀	別口一橋 貸付利銀	別口 御用金
	金	銀	銀	銀	金
御物茶師	4.00	200.000			
御物御通茶師	3.00				
御通茶師	5.00	600.000			
上林味卜	1.00	30.000			
上林又兵衛(山城宇治代官)	2.75	60.000			
三井三人組	2.00	4,458.055			
小堀縫殿(京都代官)・上林六郎 (山城宇治代官)		13.416			
小堀縫殿(京都代官)		1,989.044			
石原庄三郎(近江大津代官)		232.781			
篠山十兵衛・池田仙九郎(大坂代官)・ 永井日向守(預所大名撰津高槻)		300.770			
石原庄三郎(近江大津代官)・篠山 十兵衛・池田仙九郎・木村周藏(大 坂鈴木町代官)		829.064			
篠山十兵衛(大坂鈴木町代官)		1.303			
篠山十兵衛・池田仙九郎(大坂代官)		211.124			
篠山十兵衛・木村周藏(大坂代官)		70.760			
石原庄三郎(近江大津代官)・篠山 十兵衛・木村周藏(大坂鈴木町代官)		628.967			
木村周藏(大坂鈴木町代官)		5.171			
池田仙九郎(大坂谷町代官)		305.458			
羽倉権九郎(豊後日田代官)・松平 主殿頭(預所大名肥前島原)		603.040			
安部信濃守(京都町奉行)	2.50				
水野若狭守(大坂町奉行)・佐久間 備後守(同)		2,620.978			50,000
佐竹右京大夫(出羽久保田)	1,500.00				
重田又兵衛(美作久世代官)・布施 孫三郎(但馬生野代官)	60.00	19.073	447.086	223.489	
久世大和守(下総関宿)		44,793.000			
細川越中守(預所大名肥後熊本)	3,000.00				
矢部駿河守(堺奉行)		100.000			
紀州家中	10,000.00				
水戸家中	10,000.00				
加藤久五郎(大坂破損奉行)・野沢 八三郎(同)・水嶋十兵衛(大坂藏 奉行)	3.00				
酒井主水(大坂弓奉行)・鈴木内藏 助(同)	3.00				
松平主殿頭(預所大名肥前島原)	1,000.00				
計	25,586.25	58,073.004	447.086	223.489	50,000

別口御用金は大坂町奉行水野若狭守・佐久間備後守で、大坂町人鴻池屋善右衛門ほか一人への御用金一五万両の残金五万両である。

表（1-5）の別口品々納は、長崎奉行成瀬因幡守正定は長崎会所上納の足赤金と銀、大坂町奉行佐久間備後守は大坂町人への御用金貸付を宗対馬守義功ほか諸家へ貸付け利息上納、大坂町奉行水野若狭守・佐久間備後守組与力は大坂両町奉行所へ取立宿駅拝借利銀、關所銀兵庫西宮町人貸付利銀、唐物払代銀益銀などである。

京都代官小堀縫殿は黄檗山万福寺へ貸付銀の小堀周防家断絶につき村方借請元銀返納利銀、但馬生野代官布施孫三郎は生野銀山助成元銀貸し据え利足、大坂鈴木町代官篠山十兵衛は小児養育荒地起返手当貸付利金、大坂谷町代官池田田仙九郎も同断、大坂鈴木町代官木村周蔵も同じ、三井三人組・為替十人組は御用買上大判金五枚である。

三井三人組は九口、いづれも京都町奉行所へ取立てた金銀を八〇日限をもって大坂金蔵へ納めた為替銀である。まず商人の米買占め徳用銀借請人上納取立分、欠落者貸付残金取立分、両奉行所貸付利銀取立上納分、二条蔵溜銀貸付利銀取立上納分、加茂川縁年貢代銀貸付等利銀取立上納分、三輪市十郎久邦預所城内金・米会所貸付利金取立上納分、役人仕置欠所銀貸付利銀上納分などである。

御除年貢銀は、京都代官小堀縫殿は小堀周防上知物成銀、近江大津代官石原庄三郎は同断物成銀・小物成銀である。御除貸附返納金銀は、大坂町奉行水野若狭守・佐久間備後守は江戸堀川・堀江川・古川ほか築出地代銀貸付年賦上納、宗対馬守借入滞銀貸付利銀、大坂町人上田三郎左衛門上納滞、御下金を鴻池屋善右衛門らへ貸付利銀上納などである。

御除品々納は大坂町奉行二人も上記と同断、大坂鈴木町代官篠山十兵衛・同木村周蔵は鴻池屋善右衛門ら上銀拝借貸出し利銀、京都代官小堀縫殿は大和小堀周防上知夫米口米銀である。

外年貢金銀之類は小堀縫殿の代官所当分預所山城・大和・河内・和泉・摂津・丹波物成銀、近江大津代官石原庄三郎

返納金銀	御除品々納		外年貢金銀類		外運上銀	外払米代	外貨附返納金		
銀	金	銀	金	銀	銀	銀	金	銀	
34.306	10	1,798.0000	4,600	158,032.000	75,139.15		2,095.25	91.195	
			4,400	411,137.000			321.50	25.460	
			4,000	280,352.000			377.00	25.460	
			4,100	245,270.000					
			1,000	151,726.000					
			13,133.4296						
			506,857.2500						
			200	7,222.000					
			3,200	375,847.000				435.00	
			2,600	175,436.175				783.50	25.460
			3,600	231,850.990				783.50	25.400
			2,300	124,036.000					
			300	20,890.000					
			6,800	425,548.000					
			3,300	169,690.000				231.00	
			1,100	74,930.000					
			500	78,055.000					
	2,000	102,600.000							
	200	12,222.000							
34.306	10	521,788.6796	44,200	3,044,844.165	75,139.15	90,692.97	5,026.75	192.975	

大坂金蔵の性格と収支（大野）

表（1-5） 享和二戌年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

納入	別口品々納				御除年 貢銀類	御除貸附
	金	銀	大判	唐金	銀	金
成瀬因幡守（長崎奉行）		104,340.250		6,020.3		
佐久間備後守（大坂町奉行）		3,799.400				
大坂町奉行組与力	102.00	35,603.365				
小堀縫殿（京都代官）		184.500			41,256.5	
布施孫三郎（但馬生野代官）		5,150.000				
篠山十兵衛（大坂鈴木町代官）	279.00					
池田仙九郎（大坂谷町代官）	279.00					
木村周蔵（大坂鈴木町代官）	558.00					
三井三人組・為替十人組			5			
三井三人組	130.25	27,360.700				
石原庄三郎（近江大津代官）					50,261.0	
大坂町奉行 2人						499.5
篠山十兵衛・木村周蔵						
多羅尾四郎次郎（近江信楽代官）						
塩谷大四郎（丹後久美浜代官）						
重田又兵衛（美作久世代官）						
柘植又左衛門（備中倉敷代官）						
布施孫三郎（但馬生野代官）						
上林六郎（山城宇治代官）						
羽倉権九郎（豊後日田代官）						
大岡源右衛門（石見大森代官）						
永井日向守（預所大名摂津高槻）						
脇坂淡路守（預所大名播磨龍野）						
松平主殿頭（預所大名肥前島原）						
加納遠江守（伏見奉行）						
三橋藤兵衛（大坂蔵奉行）ほか 5人						
計	1,348.25	176,438.215	5	6,020.3	91,517.5	499.5

は代官所河内・撰津・和泉・近江物成銀、大坂鈴木町代官篠山十兵衛は代官所撰津・河内・播磨物成銀、大坂谷町代官池田仙九郎は代官所河内・播磨、当分預所美作物成銀、大坂鈴木町代官木村周蔵は代官所当分預所撰津・播磨物成・小物成銀、近江信楽代官多羅尾四郎次郎は近江物成銀、丹後久美浜代官塩谷大四郎は代官所丹後・但馬、当分預所美作物成銀、美作久世代官重田又兵衛は代官所当分預所美作・備中物成銀、備中倉敷代官柘植又左衛門は元代官所備中・讃岐物成銀、場所替えにつき交替代官引渡し、但馬生野代官布施孫三郎は代官所当分預所但馬・播磨・美作物成銀、山城宇治代官上林六郎は代官所山城・河内物成銀、豊後日田代官羽倉権九郎は代官所当分預所豊後・豊前・筑前・日向物成銀、石見大森代官大岡源右衛門は代官所当分預所石見・備後物成銀である。

預所大名では撰津高槻永井日向守は撰津・河内、播磨龍野脇坂淡路守は美作、肥前島原松平主殿頭は豊後・肥後、伏見奉行加納遠江守は山城伏見廻りの預所物成銀である。

外運上銀は但馬生野代官布施孫三郎の生野銀山水拔普請外手当大坂金蔵に除置き仕法運上上納、但馬・播磨銀銅山運上銀上納である。

外払米代は大坂蔵奉行三橋藤兵衛盛義らは池田仙九郎・木村周蔵代官所播磨多可郡村々更け掛り米売払い代銀である。外貸附返納金銀のうち、但馬生野代官布施孫三郎、大坂鈴木町代官篠山十兵衛、大坂谷町代官池田仙九郎は生野銀山水拔普請外手当利金上納、また布施孫三郎と石見大森代官大岡源右衛門・美作久世代官重田又兵衛・備中倉敷代官柘植又左衛門・丹後久美浜代官塩谷大四郎そして池田仙九郎の代官七人はともに二朱判貸付元利上納である。

以上が納入であるが、表(116)～(117)は遣方である。遣方あるいは渡方は支出金銀であるが、これらは口ごとに役職者の裏判手形・添状・置添状・印状・証文・定証文・奥判手形などの文書をもって渡されている。最も多いのは、勘定奉行・勘定吟味役、時に勘定組頭ら連名の文書であるが、渡人が老中・大坂城代やその与力等、大坂・京都町

奉行や定番などの場合、証文・定証文などの文書をもって渡していることもある。この点天保四年も同様である。

遣方では、まず表（1-6）定式遣方金銀を見られたい。

京都代官小堀縫殿は京都諸方定式・臨時入用金銀、代官所山城・大和・撰津・丹波禁裏・仙洞御料私領堤用水樋樋川除急破普請入用当銀、二条蔵詰五里外駄銀、同蔵詰御用筆墨等入用銀、手代木銭駄賃宿代銀、代官所諸入用銀、近江大津代官石原庄三郎は大津蔵・湖上船改・日吉神事定式入用銀、用水・川除・橋急破普請銀、牢屋入用、材木改番所小屋年貢代銀・諸入用銀、多田銅山役所入用給金、代官所入用銀、淀川過書支配ほかの木村宗右衛門は用水塚樋関梓土橋普請入用銀、代官所入用銀、大和五条代官河尻甚五郎春之は代官所入用銀、山城宇治代官上林六郎は用水樋井関堤破損普請手当、代官所入用銀、長崎代官高木作右衛門も代官所入用銀、大坂鈴木町代官篠山十兵衛・大坂谷町代官池田仙九郎は北国・五畿内・中国・西国年貢米糶大豆江戸大坂廻船運賃等、廻米廻船役料銀、蔵納欠減不足買納取替銀、土橋掛替普請入用銀、用水川除普請入用当銀、物成二条蔵納入用銀、同筆墨紙蠟燭代入用銀、五里外駄銀、大坂鈴木町代官篠山十兵衛は代官所諸入用銀、堤奉行廻船改役料銀、大坂谷町代官池田仙九郎は大坂廻米糶大豆蔵納立会手代筆墨等入用銀、五里外駄賃銀、代官所預所諸入用銀、堤奉行廻船改役料銀、大坂鈴木町代官木村周蔵は川除用水井関樋普請手当銀・残銀、二条蔵詰米大豆納出役手代入用銀、代官所預所諸入用銀、近江信楽代官多羅尾四郎次郎も代官所預所諸入用銀である。

長崎奉行肥田豊後守頼常は四庫全書提要持渡筆工賄料表奥書拵掛り官人へ謝儀入用唐船主へ渡、大坂城代土井大炊頭利厚・同青山下野守忠裕与力は御用筆墨紙外用銀、大坂定番安部撰津守信亨家来は大坂弓奉行酒井主水の具足奉行兼帯につき褒美銀、丹波亀山松平喜内庸行家来は丹波保津川筏運上材木入用銀、備後福山阿部伊勢守正倫家来は御用備後豊表買上代銀、山城淀稻葉丹後守家来は蛇籠杭修復入用銀、淀大橋小橋掛直普請入用、京都町奉行曲洵和泉守景露・同

表 (1-6) 享和二戌年分大坂御金藏金銀并灰吹銀納払御勘定帳

渡人	定式遣方金銀	
	金	銀
小堀縫殿 (京都代官)	1,700.000	2,212,036.6
石原庄三郎 (近江大津代官)	8.000	65,260.3
木村宗右衛門 (代官・淀川過書支配)		26,785.5
河尻甚五郎 (大和五条代官)		22,971.5
上林六郎 (山城宇治代官)		25,459.3
高木作右衛門 (長崎代官)		26,317.2
篠山十兵衛 (大坂鈴木町代官)・池田仙九郎 (大坂谷町代官)		1,475,554.5
篠山十兵衛 (大坂鈴木町代官)		55,146.0
池田仙九郎 (大坂谷町代官)		51,411.5
木村周藏 (大坂鈴木町代官)		45,848.3
多羅尾四郎次郎 (近江信楽代官)		38,035.2
肥田豊後守 (長崎奉行)		18,900.0
土井大炊頭 (大坂城代)・青山下野守 (同) 与力		1,599.0
安部撰津守 (武蔵岡部・大坂定番) 家来		860.0
松平喜内 (丹波亀山) 家来		3,697.8
阿部伊勢守 (備後福山) 家来		192,685.2
稲葉丹後守 (山城淀) 家来		4,172.7
曲淵和泉守 (禁裏付)・森川越前守 (日光奉行) 大判 2 枚		99,855.6
佐久間備後守 (大坂町奉行)		215.0
水野若狭守 (大坂町奉行)・佐久間備後守 (同)	415.125	467,176.1
同人組与力		698.8
矢部駿河守 (堺奉行)		129.0
柴田七九郎 (大坂船手)		107.0
柴田七九郎・石川靱負 (不詳) 代大坂町奉行 2 人		710.3
石川靱負 (不詳) 在府代大坂町奉行 2 人		905.0
柴田七九郎参府代大坂町奉行 2 人		8,500.0
加藤久五郎 (大坂破損奉行)・野沢八三郎 (同)・水嶋十兵衛 (大坂蔵奉行)	18.000	141,755.5
酒井主水 (大坂弓奉行)・鈴木内蔵助 (同)		601.4
坂原儀左衛門 (大坂鉄炮奉行)・真野藤左衛門 (同)		1,450.0
坂原儀左衛門・河内左太郎 (不詳)		774.0
酒井主水 (大坂弓奉行)・新家十右衛門 (大坂具足奉行)		685.0
勝屋庄左衛門 (大坂金奉行)・村山半太夫 (不詳)・河内猪三郎 (不詳)・矢部卯之吉 (大番)	46.000	0.0
勝屋庄左衛門・村山半太夫・富永六郎左衛門 (大番)・植村庄右衛門 (同)・河内猪三郎・矢部卯之吉		1,726.0
勝屋老之助 (大坂金奉行)・村山半太夫・富永六郎左衛門・植村庄右衛門		237.9
三輪市十郎 (不詳)		550.0
川合太郎左衛門 (二条蔵奉行)・田代織部 (同)・小田切兵助 (不詳)	16,409.000	7,000.0

大坂金蔵の性格と収支（大野）

渡人	定式遣方金銀	
	金	銀
三橋藤兵衛（大坂蔵奉行）・堀内藤四郎（同）・小野三郎右衛門（不詳）・勝屋甚五兵衛（不詳）	9,600.500	601,471.2
三橋藤兵衛・堀内藤四郎・山角貞之丞（大番）・大久保彦太夫（不詳）	9,024.000	560,830.2
三橋藤兵衛・堀内藤四郎ほか、大坂定番・大坂町奉行組与力		2,998.0
青山下野守（大坂城代）家来・安部撰津守（大坂定番）・松平日向守（同）組与力		5,245.4
青山下野守家来・安部撰津守・松平日向守組与力・大坂町奉行2人組与力		5,809.0
土井能登守（大坂加番）・本多越中守（同）・水野日向守（同）・山口周防守（同）各家来		451.3
安部撰津守・松平日向守組与力		129.0
三井三人組・為替十人組	40.500	
寺嶋藤右衛門（不詳）		54,957.7
堀内小膳（御金奉行）・小倉孫左衛門（同）・富安九八郎（同）・鶴飼次兵衛（同）	34,510.500	1,750,000.0
御取下灰吹銀	668貫1匁1分	
計	71,771.625	7,981,709.0

森川越前守俊伊は部下と思われる者の出精褒美大判、三条大橋小橋掛直普請入用ほか、京都町奉行所役所定高臨時入用銀、大坂町奉行佐久間備後守は老衰同心暇褒美銀、大坂町奉行水野若狭守・同佐久間備後守は一〇口、まず大坂茨木町で父殺害に幼年にて奇特仕形褒美銀、京都町奉行組土砂留場廻村立会与力同心被下銀、大坂町人日食測量長崎差遣路用意金、洪水につき淀川通川浚普請冥加銀、両町奉行所諸入用金銀、市中川浚諸入用、川浚用船二五〇艘修復入用、唐物売買取締諸入用金、同人組与力は大坂川浚両町奉行組仮役扶持、兵庫和田崎船見番・西宮勤番所門番給金、鴻池屋善右衛門外の御用金の内、兵庫和田崎船見番・西宮勤番所門番給金、同人組与力は大坂川浚両町奉行組扶持被下銀、堺奉行矢部駿河守は堺の養母孝養褒美銀、大坂船手柴田七九郎康福は長崎奉行へ貸船往来入用銀、柴田七九郎と在府石川鞆負総武代の大坂町奉行二人は大坂川口番所雑費、そして在府石川鞆負代の大坂町奉行二人は大坂川口番所等修復入用銀、柴田七九郎参府につき大坂町奉行二人は大坂川口木津関船舟具・小屋番所外修繕入用銀、石川鞆負在府につき大坂町奉行二人も同様人足手間等も、大坂破損奉行加藤久五郎・同野

沢八三郎・大坂蔵奉行水嶋十兵衛は大坂城内外修復入用銀定高臨時入用と不足分、材木蔵丸太代銀と蔵番手代等給金、井戸・瓦塀修復、檜竹繩藁など商人より買上代銀、修復所小棟梁ら手当銀、大坂弓奉行酒井主水・同鈴木内蔵助は大坂弓方御用樟腦・箒他代銀、矢籠竹江戸廻し荷捲入用品人足賃銀、褒美銀、大坂鉄炮奉行坂原儀左衛門定敬・同真野藤左衛門正庸は鉄炮方定式小買物外、鉄炮合葉箱繕等、坂原儀左衛門・同河内左太郎は同心小頭褒美銀、大坂弓奉行酒井主水・大坂具足奉行新家十右衛門知義は大坂鉄炮奉行組同心ら樟腦他代銀、大坂具足奉行組同心褒美銀、大坂金奉行勝屋庄左衛門・村山半太夫貞休ほかは大坂金同心役金、同金蔵番所湯桶炭代弁当料、勘定任上諸入用銀、大坂金蔵より江戸へ金灰吹銀取下荷造外諸入用銀、小買物代銀と不足臨時入用銀である。三輪市十郎（役職不詳）は御用筆墨紙外諸入用銀である。

二条蔵奉行川合太郎左衛門正賢・同田代織部行寛・小田切兵助は二条蔵米大豆蔵詰人足賃銀諸色入用銀、二条在番衆合力米代金、京都入用取調役役金・御所勤使買物使役金、二条蔵手代見習・小揚等給金で、うち二条在番中坊河内守広看・松平内匠頭康休両組番衆・与力・徒同心の合力米大豆代金が一万六一四九兩となる。

大坂蔵奉行三橋藤兵衛・堀内藤四郎・小野三郎右衛門・勝屋甚五兵衛利充は享和元年の大坂在番内藤甲斐守正範・建部内匠頭政賢両組番衆・与力・同心らの半年分合力米大豆代金四六四九兩と銀二九一貫二五九匁八分この銀を金にする。と金四六四九兩で計九二九八兩、大坂加番土井能登守利貞・本多越中守忠如の半年分合力米大豆代金四九五一兩二分と銀三一〇貫二一匁四分で計九九〇三兩となる。そして大坂蔵奉行三橋藤兵衛・堀内藤四郎・大番山角貞之丞久林・大番大久保彦太夫は大坂在番菅沼摂津守定賢・菅沼伊賀守定候両組番衆・与力・同心らの半年分合力米大豆代金四〇五五兩二分と銀二五六貫二六匁八分で計金八一二兩、大坂加番松平山城守信愛・松平宮内少輔忠恒・大岡越前守忠直・柳沢伊賀守光被の半年分合力米大豆代金四四五七兩と銀二八一貫六三七匁八分で計金八九一四兩となる。半年分は番衆

が途中交代するので合わせて一年分となる。この合力米大豆は金に直して合計三万六二二六両で定式遣方金銀の一六・四二％という大きな額を占める。なお先の二条在番衆合力米代金をこれに加えると五万二七七五両で二三・九一％となる。

大坂蔵奉行三橋・堀内・大番山角・大久保の四人は大坂加番大番増高被下金銀、大坂蔵手代等役金・小揚給金、西丸米蔵・玉造難波米蔵修復入用銀、小買物代銀・人足賃銀の口も扱う。

このほか三橋藤兵衛ら大坂蔵奉行六人・大番四人・城代家来・大坂定番組与力・大坂町奉行組与力は城詰味噌煮込や桶など入用銀がある。

大坂城代青山下野守家来・大坂定番安部撰津守・同松平日向守直紹組与力ほかは城中目付小屋付家具道具等修復代、これに町奉行組与力を加えて紀伊中納言へ進物樽肴諸事売上代銀、城中御用油代銀、大坂加番土井能登守家来・本多越中守家来・大坂加番水野日向守勝愛家来・山口周防守弘致家来は大坂城鉄炮磨紙代銀、大坂定番安部・松平組同心は鉄炮皆中褒美銀、三井三人組・為替拾人組は大判買上代金で、これについては前述してある。

寺嶋藤右衛門は一一口を占める。上納になった江戸作事方と小普請方の御用土瓦代銀で定式・臨時・追増入用などに分かれ、江戸廻船賃銀もある。

御金奉行堀内小膳貞尚・同小倉孫左衛門隆亮・同富安九八郎直章・同鶴飼次兵衛政弘は大坂より江戸へ取下金三万四五一〇両二分、年貢銀定式遣方銀納のうち大坂金蔵より為替組へ渡し江戸金蔵へ上納した銀一七五〇貫目で合わせて最も大きい金額である。そして二条蔵奉行、小堀縫殿の順となる。

表（1-7）の別口金銀は、山田奉行堀田土佐守正貴は伊勢神宮外宮内宮に対する式年造営山口祭料・日時定陣・祭主参向料米代金で、かなりの多額である。式年遷宮はこの後文化六年（一八〇九）に行われ、八年前から準備にかかる

表(1-7) 享和二戌年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

渡人	別口金銀			外金銀	
	金	銀	大判	金	銀
堀田土佐守(山田奉行)	6,370.500	16.900			
小堀縫殿(京都代官)		393,341.500			
角倉帯刀(賀茂川堤奉行)		18,456.000			
篠山十兵衛・池田仙九郎		559,083.800			
加納遠江守(伏見奉行)組与力		39,624.200			
曲淵和泉守(京都町奉行)	34.500	85,894.500			
久保田吉次郎(京都御入用取調役)	6.750	430.000			
曲淵和泉守(京都町奉行)・森川越前守(同)		3,827.000	5		
石原庄三郎(近江大津代官)	250.000	20,241.700			
三井孫十郎(紀州家臣または町人)	10,000.000				
篠山十兵衛(大坂鈴木町代官)		19,929.300			
池田仙九郎(大坂谷町代官)		24,744.300			
木村周蔵(大坂鈴木町代官)		12,296.200			
上林六郎(山城宇治代官)		22,698.700			
船手明き中に付水野若狭守(大坂町奉行)・佐久間備後守(同)	30.000				
加納遠江守(伏見奉行)	87.000				
永井日向守(山城高槻)家来		23,722.500			
佐久間備後守(大坂町奉行)	1,110.625				
水野若狭守(大坂町奉行)・佐久間備後守(同)	18,690.000	651,823.400			
三井三人組・為替十人組	101.250	20.000			
堀内小膳(御金奉行)・小倉孫左衛門(同)・富安九八郎(同)・鶴飼次兵衛(同)	60,552.000	4,458.055		22,010.25	2,328,655.040625
御取下金				32,000.00	
計	97,240.625	1,880,611.455	5	54,010.25	2,328,655.040625

が、最初に行われる行事が用材を切り出す杣山の神を祭る山口祭である。

京都代官小堀縫殿は山城桂川ほか洪水堤切破損普請入用銀と夫食拝借銀、賀茂川堤奉行角倉帯刀も同普請・国役普請入用銀、大坂鈴木町代官篠山十兵衛・大坂谷町代官池田仙九郎も撰津・河内諸川通堤切破損普請入用銀、伏見奉行加納遠江守組与力も宇治川筋杣修復、洪水普請手当借銀、京都町奉行曲淵和泉守は山城下上賀茂・貴布禰社外造宮修復用および掛り与力同心手当等、京都御入用取調役久保田吉次郎は同断被下金銀、京都

町奉行曲淵和泉守・同森川越前守は同社修復勤者被下金銀、近江大津代官石原庄三郎も同社出来栄え見分入用金銀、代官所村困窮救拝借、水難急夫食代拝借、紀州三井孫十郎は紀伊領分砂糖製作手当拝借、大坂鈴木町代官篠山十兵衛は代官所村水損夫食拝借、大坂谷町代官池田仙九郎・大坂鈴木町代官木村周蔵・山城宇治代官上林六郎は代官所村々夫食代拝借、大坂町奉行水野若狭守・同佐久間備後守は船手水主洪水水難拝借、伏見奉行加納遠江守は支配所伏見宿本陣洪水拝借、摂津高槻永井日向守家来は預所急夫食代拝借、大坂町奉行佐久間備後守は大坂貸付金宗対馬守へ渡し残金、大坂町奉行水野若狭守・同佐久間備後守は大坂町人鴻池屋善右衛門ほか御用金元利下げ金、洪水水下村々救小屋取立人足手間賃ほか雑用、三井三人組・為替十人組は御用買上大判代金銀、御金奉行堀内小膳・同小倉孫左衛門・同富安九八郎・同鶴飼次兵衛は大坂より江戸へ取下金一万両、金蔵別口金大坂金蔵より臨時取下し為替組江戸金蔵へ上納五万両、後藤庄三郎預金京都町奉行所、取立て大坂金蔵より為替銀江戸金蔵へ上納などである。

なお三井三人組・為替十人組御用買上五枚の大判代金銀は金一〇一両一分銀二〇目で一枚につき金二〇両一分銀四匁であるから、定式品々納の三井三人組・為替十人組の御用買上大判金値段もこれに準じ、表（1-1）の銀換算値もこれを用いた。

この項で支出額の最も多いのが御金奉行の江戸取下金等で、ついで大坂町奉行、三井孫十郎（紀州家臣または町人）、大坂代官、山田奉行、小堀縫殿となるのである。

外金銀は三口、御取下金が三万二〇〇〇両で最も多額、江戸へ取下し江戸両替町為替十人組御用所へ宿送り、御金奉行堀内小膳・同小倉孫左衛門・同富安九八郎・同鶴飼次兵衛が二口で、五四八九両二分は大坂より江戸への取下金、一万六五二〇両三分は大坂金蔵より臨時取下し為替組へ渡し江戸金蔵へ上納している。取下金合計は五万四〇一〇両一分で、別口金銀の四二・五二%、渡合では一二・三二%を占める。

この定式遣方金銀は渡方の五〇・三三％を占めるが、大坂金蔵が幕府上方役人の給与や行政的支出、そして大坂在番・加番・二条在番の合力米大豆代金などを賄っているので当然と言えよう。しかし江戸への取下や大坂金蔵為替もかなりの金額を占めているのである。

## 五 天保四年大坂金蔵納払勘定帳の分析

三井文庫所蔵の「天保四巳年（一八三三）分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」は享和二年（一八〇二）の同名の勘定帳と記載形式は全く同じで、幾つかの記載区分も同様である。天保五年十二月大坂町奉行矢部駿河守定謙・同大久保讃岐守忠実・大坂御金奉行石渡彦太夫（諱不詳）・同幸田金一郎（諱不詳）・大番水上右近（諱不詳）・同山木数馬（諱不詳）が勘定を仕上げ幕府勘定所に提出し、翌天保九年八月老中・若年寄・勘定奉行・勘定吟味役・勘定組頭が奥書し、先の大坂町奉行・大坂御金奉行・大番に渡したものである。表（2-1）を参照されたい。

最初に天保四年一月一日の金蔵有高が金種別（金・銀・唐金・唐銀・灰吹銀）に記され、その総額は銀換算一万四七三一貫四〇六匁八分、内定式遣方有高四三六九貫三七匁八分（総額の二九・六六％）・御除有高一三四一貫二例六匁九分（九・一〇％）・外有高八三七〇貫七七匁五分（五六・八二％）である。

納方は総額銀換算一万七二三六貫四八六匁八分で、定式・別口・御除・外に大別され、定式は年貢金銀・石代金銀・諸運上冥加金銀・払物代・払米代銀・品々納に、別口は拝借返納金銀・一ツ橋殿貸付元銀と利銀・国役銀・品々納に、御除は年貢金銀・品々に、外は年貢金銀・囲取返納銀・貸付返納金銀・長崎表引替古銀・国恩上切上納銀に分けて記される。このうち金額の大きいものは、定式年貢金銀七四五九貫八六八匁四分（納合の四三・二八％）・石代金銀四

七〇貫四九七匁（二・七三％）・諸連上冥加金銀一一九四貫二二三匁八分（六・九三％）、別口国役銀一七三貫八九二匁（二・〇一％）、御除年貢金銀八三貫二四三匁（〇・四八％）、外年貢金銀三七二貫三五二匁（二一・五九％）など年貢に類するものである。総額で一万三二〇貫九七六匁二分（七六・〇三％）と四分の三以上を占める。天保四年一月一日金蔵惣有高に納合を加えると惣合の金額となる。銀換算総計は三万一九六七貫一八四匁八分となる。

ここからの渡方をみると、定式遣方金銀、別口金銀、御除銀、外金銀に分けられ、その総計が渡合である、定式遣方金銀銀換算一万二六一〇貫七九二匁七分（六〇・〇四％）、別口金銀五五〇貫六八二匁八分（二・六二％）、御除銀二八一貫二三九匁六分（一・三四％）、外金銀七五六〇貫四四一匁四分（三六・〇〇％）となる。渡合の総額は銀換算一万一〇〇一貫一三八匁六分である。

そして差引残がこの年末の大坂金蔵惣有高で銀換算一万〇九六四貫九二五匁五分となる。年初より三七六六貫四八一匁三分減っている。内定式遣方有高四一九四貫三九七匁一分（三八・二五％）、別口有高二〇四貫九一〇匁四分（一・八七％）、御除有高一五三四貫三三八匁五分（二三・九九％）、外有高四五二五貫一七匁（四一・二七％）の比率である。年初に比べると別口有高の項目が増えているが、御除有高が一九三貫一三一匁六分増えているほかは減っている。特に外有高が三八四五貫六〇匁五分も減り半減近い（四五・九四％）。

そして拝借手形にて有之分が金銀二万五二一三貫七七一匁五分であり、これは計算外なのであろう。以下その内訳の分析を表（212）～（217）で説明する。

表（212）の定式年貢金銀は内物成、内小物成・連上冥加・口米等でその合計も示した。納人は当然のことながら全て郡代を含む代官や預所大名で五畿内筋以西の代官所・預所を支配する者たちである。内物成を納める代官は京都代官小堀主税正芳は山城・大和・河内・和泉・摂津・丹波・播磨、近江大津代官石原清左衛門正修は大和・河内・摂津・

大判	唐金	唐銀	灰吹銀	大判他銀換算	総額銀換算	構成比
	2,386.6	49,777.8	226,000.0	650,044.6	14,731,406.8	100.00
					4,369,377.8	29.66
					1,341,206.9	9.10
					8,370,777.5	56.82

					7,459,868.4	43.28
					470,497.0	2.73
					1,194,123.8	6.93
					67,505.9	0.39
					38,797.2	0.23
2	6,813.5		470,700.0	1,247,794.4	3,124,048.8	18.12
					185,951.6	1.08
					139.4	0.00
					80.8	0.00
					173,892.0	1.01
					92,953.4	0.54
					83,243.0	0.48
					391,144.2	2.27
					3,721,352.0	21.59
					123,308.7	0.72
					31,740.7	0.18
					72,500.0	0.42
					5,340.0	0.03
2	6,813.5		470,700.0	1,247,794.4	17,236,486.8	100.00
2	9,200.1	49,777.8	696,700.0	1,897,889.0	31,967,184.8	

2	9,053.7	49,777.8	466,000.0	1,391,726.4	12,610,792.7	60.04
					550,682.8	2.62
					281,239.6	1.34
					7,560,441.4	36.00
2	9,053.7	49,777.8	466,000.0	1,391,726.4	21,003,156.3	100.00

	146.4		230,700.0	506,162.6	10,964,925.5	100.00
					4,194,397.1	38.25
					204,910.4	1.87
					1,534,338.5	13.99
					4,525,117.0	41.27
					25,213,711.5	

算は史料によった)である。定式年貢金銀・定式石代金銀・御除年貢金銀・外年貢金銀は口ごとに換算銀

大坂金蔵の性格と収支（大野）

表（2-1） 天保四巳年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

	金	金＝銀換算	銀	金銀計銀換算
1月1日金蔵惣有高	46,372.2500	2,938,145.8	11,143,216.4059	14,081,362.2
内定式遣方有高	45,311.2500	2,870,920.8	1,498,457.0000	4,369,377.8
御除有高	1,040.0000	65,894.4	1,275,312.5435	1,341,206.9
外有高	21.0000	1,330.6	8,369,446.8624	8,370,777.5
納方				
天保4年定式年貢金銀	8,580.0000	543,811.6	6,916,056.8460	7,459,868.4
定式石代金銀	7,120.0000	450,955.6	19,541.4110	470,497.0
定式諸運上冥加金銀	12,307.2500	779,787.4	414,336.4434	1,194,123.8
定式払物代	40.0000	2,534.4	64,971.5454	67,505.9
定式払米代銀			38,797.1800	38,797.2
定式品々納	10,650.5000	674,815.7	1,201,438.6930	1,876,254.4
別口拝借返納金銀	2,733.7500	173,210.4	12,741.1680	185,951.6
別口一ツ橋殿貸附元銀			139.3510	139.4
別口一ツ橋殿貸附利銀			80.7790	80.8
別口国役銀			173,891.9520	173,892.0
別口品々納	85.2500	5,401.4	87,551.4941	92,952.9
御除年貢金銀	400.0000	25,360.0	57,883.0000	83,243.0
御除品々	10.0000	633.6	390,510.6034	391,144.2
外年貢金銀	1,000.0000	63,190.0	3,658,162.0000	3,721,352.0
外圍取捌返納銀			123,308.7130	123,308.7
外貸附返納金銀	420.2500	26,627.0	5,113.6720	31,740.7
外長崎表引替古銀			72,500.0000	72,500.0
外国恩上切上納銀			5,340.0000	5,340.0
納合	43,347.0000	2,746,327.1	13,242,364.8513	15,988,691.9
惣合	89,719.2500	5,683,714.5	24,385,581.2572	30,069,295.8
渡方				
定式遣方金銀	36,871.7500	2,336,194.1	8,882,872.1500	11,219,066.3
別口金銀	5,263.0000	333,463.7	217,219.1000	550,682.8
御除銀			281,239.6240	281,239.6
外金銀	106.7500	6,763.7	7,553,677.6660	7,560,441.4
渡合	42,241.5000	2,676,421.4	16,935,008.5400	19,611,429.9
差引残				
大坂金蔵惣有高	47,477.7500	3,008,190.2	7,450,572.7172	10,458,762.9
内定式遣方有高	44,565.5000	2,823,670.1	1,370,726.9688	4,194,397.1
別口有高	21.0000	1,330.6	203,579.7761	204,910.4
御除有高	1,450.0000	91,872.0	1,442,466.5229	1,534,338.5
外有高	1,441.2500	91,317.6	4,433,799.4494	4,525,117.0
拝借手形にて有之分	166,287.6392	10,535,984.8	14,677,726.6840	25,213,711.5

注）金の単位は両、分朱は十進法とした。銀・唐金・唐銀・灰吹銀の単位は貫匁、大判は枚（大判銀換が記されるが、それ以外は銀換算の記載がなく、金1両＝銀63.36匁の平均値を用いた。

合計		定式石代金銀		定式諸運上諸冥加金銀	
金	銀	金	銀	金	銀
両	貫 匁	両	貫 匁	両	貫 匁
7,100	752,108.000				1,424.8930
	69,241.000				
	713,493.000				
	151,567.000				
	571,483.000				
	193,742.000				
	197,283.000				
	7,784.500				
	104,271.000				
	41,087.000				1,424.8930
	990,795.200				
	1,338,869.760				
	548,671.000				
	334,275.000				
	101,235.018				
	407,571.342				
	83,540.000				
	89,040.000				
	129,704.112				
	32,645.000				
	52,290.821				
1,480	2,011.393	7,120	4,041.411	93.25	412.5980
	2,817.700		15,500.000		
	531.000				
				10,791.25	19,402.8440
				1,263.75	183,642.8174
					13,160.2500
					9,460.0000
					8,600.0000
					988.0000
					62,200.0000
				159.00	115,045.0410
8,580	6,916,056.846	7,120	19,541.411	12,307.25	414,336.4434

外の支配国の物成等も含む。以下同。

和泉・播磨・近江、大坂谷町代官辻富次郎守眉は摂津・河内・播磨、近江信楽代官多羅尾頼負は大和・近江、丹後久美浜代官和田主馬は丹後・但馬・美作、備中倉敷代官古橋新左衛門忠良は備中・美作・讃岐、但馬生野代官西村貞太郎時憲は但馬・美作・播磨、山城嵯峨代官角倉帯刀玄信は山城、山城宇治代官上林六郎久建は山城・河内、京都代官木村惣

大坂金蔵の性格と収支（大野）

表（2-2） 天保四巳年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

定式年貢金銀	内物成		内小物成・運上冥加・口米等		
	納人	金	銀	金	銀
小堀主税（京都代官）		両	貫 匁	両	貫 匁
石原清左衛門（近江大津代官）	4,500		608,815.000	2,600	143,293.000
辻富次郎（大坂谷町代官）			32,776.000		36,465.000
多羅尾靱負（近江信楽代官）			516,900.000		196,593.000
和田主馬（丹後久美浜代官）			90,250.000		61,317.000
古橋新左衛門（備中倉敷代官）			454,538.000		116,945.000
西村貞太郎（但馬生野代官）			88,744.000		104,998.000
角倉帯刀（山城嵯峨代官）			108,611.000		88,672.000
上林六郎（山城宇治代官）			7,784.500		
木村惣左衛門（京都代官）			79,125.000		25,146.000
塩谷大四郎（西国郡代）			34,407.000		6,680.000
根本善左衛門（石見大森代官）			780,590.000		210,205.200
高木作右衛門（長崎代官）			1,152,653.760		186,216.000
永井飛騨守（預所大名摂津高槻）			454,616.000		94,055.000
松平出羽守（預所大名出雲松江）			303,521.000		30,754.000
脇坂中務大輔（預所大名播磨龍野）			83,458.032		17,776.986
松平三河守（預所大名美作津山）			344,224.790		63,346.552
松平主殿頭（預所大名肥前島原）			49,940.000		33,600.000
立花万寿丸（預所大名筑後柳河）			69,764.000		19,276.000
岡部美濃守（預所大名和泉岸和田）			129,704.112		
本庄伊勢守（伏見奉行）			19,153.000		13,492.000
松平隠岐守（預所大名伊予松山）			49,360.981		2,929.840
毛利伊勢守（預所大名豊後佐伯）				1,480	2,011.393
小笠原佐渡守（預所大名肥前唐津）					2,817.700
大坂町奉行					531.000
大坂町奉行与力					
加納遠江守（伏見奉行）					
角倉為次郎（近江代官・淀川過書支配）					
角倉為次郎・木村惣左衛門					
大坂蔵奉行・大番					
大坂惣年寄					
三井三人組					
計	4,500		5,458,936.175	4,080	1,457,120.671

注）代官は代官所・当分預所の国の物成等、大名預所（ ）内の国地名は本来の城陣名、本来の領分以

左衛門勝時は河内、西国郡代塩谷大四郎惟寅は豊後・豊前・日向・筑前、石見大森代官根本善左衛門玄之は備後・石見、長崎代官高木作右衛門忠篤は肥前・肥後の代官所・当分預所を支配する一三人である。内小物成・運上冥加・口米等を納める代官も同じである。

内物成を納める預所大名は摂津高槻永井飛驒守直与は摂津・河内、出雲松江松平出羽守斉貴は隠岐・伊予・讃岐、播磨龍野脇坂中務大輔安董は播磨・美作・備中、美作津山松平三河守斉民は備中、肥前島原松平主殿頭忠侯は豊後、筑後柳河立花万寿丸鑑広は筑後、和泉岸和田岡部美濃守長慎は和泉に預所がある七人であり、内小物成・運上冥加・口米等を納める預所大名はこのほか伊予松山松平隠岐守定通は讃岐、豊後佐伯毛利伊勢守高泰は豊後、肥前唐津小笠原佐渡守長泰は肥前預所を加えた一〇人である。このほかに伏見奉行本庄伊勢守道貫も山城伏見廻りに預所がある。そしていずれも銀を納めているが、併せて金をも納めているのは、石原清左衛門と松平隠岐守の僅か二人だけである。この点享和二年が内物成金納一九人、内小物成・運上冥加・口米等金納一六人を数えるのとは対照的である。

定式石代金銀はこのうち毛利伊勢守は豊後不熟石代銀、松平隠岐守は伊予別子・立川両銅山師買請米代銀と二人の預所大名が納めている。

定式諸運上冥加金銀は預所大名松平隠岐守の伊予別子・立川両銅山山運上残金、伊予・讃岐諸運上冥加上納銀、大坂町奉行久世伊勢守広正・矢部駿河守は大坂金銭延売買会所冥加金先納、久世・矢部と大坂町奉行戸塚備前守忠栄は淀川・大坂川々浚冥加、大坂・兵庫・西宮辺葉種屋ほか唐物取扱冥加金銀、同奉行組与力は町奉行所取立冥加金銀・運上銀、町中割出地冥加金、川船運上銀、堺奉行矢部駿河守良弼・跡部山城守の堺役所取立冥加銀、伏見奉行加納遠江守久儔の伏見役所取立石錢ほか、過書船支配角倉為次郎玄寧は山城高瀬舟運上銀、角倉と京都代官木村惣左衛門は淀川過書船運上銀、木村は山城入木山運上銀、大坂蔵奉行・大番は諸株冥加など、大坂惣年寄は堀江上荷船運上、三井三人組は京都

町奉行所へ取立てた冥加運上・年貢代銀などを八〇日限で大坂金蔵へ納める為替銀である。これらのうち大坂町奉行の納入金額が一万両を越える。

表(2-3)では定式払物代は預所大名丹波亀山松平紀伊守信彰の丹波保津川筏運上材木払代銀、同出雲松江松平出羽守は隠岐御林下草・古船橋艦・博奕場錢払代銀、播磨龍野脇坂中務大輔の無宿雜物払代銀、代官は七人で京都代官小堀主税の古木残竹や宮門跡等御馬代銀払代銀・家財欠所払代銀、近江大津代官石原清左衛門の過料錢欠所物払代銀、大坂谷町代官辻富次郎守盾が同銀と御林立枯払代銀、大坂鈴木町代官大原吉左衛門の捨物・筵代銀、丹後久美浜代官和田主馬も同様、備中倉敷代官古橋新左衛門の林木・過料錢・筵代銀、石見大森代官根本善左衛門も筵代銀、大坂材木奉行山岡仁右衛門・同森左十郎・油漆奉行鈴木栄助の大坂城内外諸向、焰硝蔵ほか修復古物払代銀、大坂城代・定番・大坂町奉行は城詰古味噌等払代銀、ここでも三井三人組は京都町奉行所や二条御蔵の諸払物代銀で八〇日限で大坂金蔵への為替銀で或る比率を占めている。定式払米代銀は大坂蔵奉行の散粃米大豆払代銀納である。

定式品々納は三井三人組が一万両江戸差下しと大きく、大坂蔵奉行・大坂金奉行らは金方役所小買物代銀、金蔵払方掛出目銀、大坂町奉行組与力の舟床銀、所々年貢銀・地子銀・地代銀、預所大名は播磨龍野脇坂中務大輔、伊予松山松平隠岐守の二人で少額の過料錢代銀、奈良奉行梶野土佐守良材は南都役所払残銀、伏見奉行本庄伊勢守は山城伏見廻り高役掛り銀など、同加納遠江守は伏見役所入用定高残銀、堺奉行矢部駿河守は堺役所取立浦船石錢銀等、同跡部山城守は所々地代地子銀を納める。代官は六人で、大坂鈴木町代官矢嶋藤蔵と大坂谷町代官辻富次郎連名で出羽国大坂廻米欠減取替銀、同矢嶋藤蔵は瓦土取場地代残銀、辻富次郎の酒造増石、備中倉敷代官古橋新左衛門は新開場地代銀、石見大森代官根本善左衛門は灰吹銀引替渡残銀、但馬生野代官西村貞太郎は灰吹銀引替置銀残、長崎代官高木作右衛門は伝馬宿入用米代銀である。大坂惣年寄は堀江地代金、三井三人組・為替十人組は大判二枚のみの納入である。そして銅座役

人は長崎上納金と長崎蔵米代銀仮納の唐金である。

表(214)は別口と御除の部分である。別口拝借返納金銀では、松平伯耆守宗発が大坂城代の時文政九年一万両拝借、京都所司代の節同十一年一万両拝借、ともに年一〇〇〇両ずつ返納、また江戸屋敷類焼の同十二年五〇〇〇両拝借、年五〇〇両ずつ返納の金額が大部分を占める。あとは宇治の茶師たち、伏見奉行本庄伊勢守は預所水難拝借返納、小堀主税も代官所水難夫食代拝借返納、大坂蔵奉行仮役鳥田三郎右衛門は定役に、大坂破損奉行仮役森左十郎も定役に、大坂蔵奉行仮役鈴木吉兵衛は具足奉行となりともに家内引越拝借返納、ついで三井三人組は二朱判通用のため貸渡返納である。あとは備中倉敷代官古橋新左衛門の代官所相統拝借返納は但馬生野銀山灰吹引替置銀残の内から、但馬生野代官西村貞太郎も代官所・当分預所相統拝借引請高である。

別口一ツ橋貸付元銀と利銀は備中倉敷代官古橋新左衛門で返納滞銀永年賦返納の内である。

別口国役銀は代官小堀主税および大坂谷町代官添田一郎次彭章・大原吉左衛門の大川通国役掛り銀である。

別口品々納は大坂町奉行矢部駿河守の御用金貸付利足銀納、大坂町奉行組与力は關所銀兵庫・西宮町人へ貸付利銀上納、町奉行所唐物取上品払代貸付利銀上納、堺奉行跡部山城守の堺役所貸付利銀、伏見奉行加納遠江守伏見役所貸付利

品々納		
大判	灰吹銀	唐金
枚	貫 匁 70,700	貫 匁
	70,700	
	400,000	
2		6,813.5
2	470,700	6,813.5

大坂金蔵の性格と収支（大野）

表（2-3） 天保四巳年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

納人	定式払物代		定式払米代銀	定式	
	金	銀	銀	金	銀
松平紀伊守（預所大名丹波龜山）	両	貫 匁 17,827.0000	貫 匁	両	貫 匁
松平出羽守（預所大名出雲松江）		240.6400			
脇坂中務大輔（預所大名播磨龍野）		24.7200			167.150
小堀主税（京都代官）		4,540.5990			
石原清左衛門（近江大津代官）		75.6300			
辻富次郎（代官）		4,187.5800			622,622.270
大原吉左衛門（大坂代官）		310.7600			
和田主馬（丹後久美浜代官）		19.8800			
古橋新左衛門（備中倉敷代官）		140.4100			120.000
根本善左衛門（勘定吟味役）		9.0000			132,650.330
大坂材木奉行・油漆奉行		635.1000			
大坂城代・定番・大坂町奉行		16,605.5790			
三井三人組	40	20,354.6474		10,000.0	
大坂蔵奉行			38,797.18		
大坂金奉行ほか					294.750
大坂町奉行組与力					71,126.842
松平隠岐守（預所大名伊予松山）					26.420
梶野土佐守（奈良奉行）					1,206.480
本庄伊勢守（伏見奉行）					7,015.718
加納遠江守（伏見奉行）					3.450
矢部駿河守（堺奉行）					8,994.818
跡部山城守（堺奉行）					10,375.482
矢嶋藤蔵（大坂代官）・辻富次郎（代官）					30,000.000
矢嶋藤蔵（大坂代官）					25,786.940
西村貞太郎（代官）					90,738.540
高木作右衛門（長崎代官）					295.000
大坂惣年寄				650.5	14.503
三井三人組・為替十人組					
銅座役人					200,000.000
計	40	64,971.5454	38,797.18	10,650.5	1,201,438.693

銀、大坂鈴木町代官大原吉左衛門の国役堤普請古木古鉄払代銀、三井三人組は京都町奉行所取立金銀を大坂金蔵へ八〇日限納める為替銀である。

御除年貢金銀は京都代官小堀主税は小堀周防上知物成銀、大津代官石原清左衛門も同じく小物成等、預所大名和泉岸和田岡部美濃守も同様物成・小物成銀等である。

御除品々納は大坂両町奉行は為替取扱大坂町人より対馬府中宗対馬守義功借入滞銀貸付下ヶ金、大坂町人尼崎又右衛

別口品々納		御除年貢金銀類		御除品々納	
金	銀	金	銀	金	銀
両	貫 匁	両	貫 匁	両	貫 匁
85.25	15,875.1590		37,279.000		1,659.0000
	338.4000			10	
	15,358.6861				
	55,785.9990				
	35.4500				
	157.8000	400	6,710.000		
			13,894.000		
					25,020.3534
					357,700.0000
					6,131.2500
85.25	87,551.4941	400	57,883.000	10	390,510.6034

門へ貸付利銀等、大坂代官矢嶋藤蔵ら四人掛り貸付鴻池屋善右衛門外上金拝借利銀、小堀主税は小堀周防上知夫米口米御蔵前入用銀、大坂鉄炮奉行福島小左衛門・石渡彦太夫の大坂諸組鉄炮稽古鉛代銀上納である。

表(215)の外年貢金銀類は京都代官小堀主税は山城・大和・河内・和泉・摂津・播磨、近江大津代官石原清左衛門は大和・河内・摂津・和泉・播磨・近江の物成・小物成等、大坂谷町代官添田一郎次の摂津・河内・播磨の物成、大坂鈴木町代官大

表（2-4） 天保四巳年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

納人	別口拝借返納金銀		別口一橋 貸付元銀	同利銀	別口国役銀
	金	銀	銀	銀	銀
御物茶師	両 4.00	貫 匁 200.000	匁	匁	貫 匁
御通茶師	5.00	600.000			
上林味ト（茶師）	1.00	30.000			
上林又兵衛（山城宇治代官）	2.75	60.000			
鳥田三郎右衛門（大坂蔵奉行仮役）	7.00				
本庄伊勢守（伏見奉行）		2,010.000			
小堀主税（京都代官）		5,721.168			75,211.694
森左十郎（大坂破損奉行仮役）	7.00				
鈴木吉兵衛（大坂蔵奉行仮役）	7.00				
松平伯耆守（大坂城代・京都所司代）	2,500.00				
三井三人組	200.00				
古橋新左衛門（備中倉敷代官）		595.920	139.351	80.779	
西村貞太郎（但馬生野代官）		4,524.080			
添田一郎次・大原吉左衛門（大坂代官）					98,680.258
矢部駿河守（大坂町奉行）					
大坂町奉行組与力					
跡部山城守（大坂町奉行）					
加納遠江守（伏見奉行）					
大原吉左衛門（大坂代官）					
石原清左衛門（近江大津代官）					
岡部美濃守（預所大名和泉岸和田）					
戸塚備前守・矢部駿河守（大坂町奉行）					
大坂代官・大坂鉄炮奉行					
大坂鉄炮奉行					
計	2,733.75	12,741.168	139.351	80.779	173,891.952

原吉左衛門の撰津・河内・播磨の物成・小物成等、近江信楽代官多羅尾鞆負の大和・近江の物成、丹後久美浜代官和田主馬の丹後・但馬・美作の物成、備中倉敷代官古橋新左衛門の備中・美作・讃岐の物成、但馬生野代官西村貞太郎の但馬・美作・播磨の物成・小物成、山城宇治代官上林六郎の山城・河内の物成、京都代官木村惣左衛門の河内の物成、西国郡代塩谷大四郎の豊後・豊前・日向・筑前の物成、石見大森代官根本善左衛門の石見・備後の物成、郡代・代官一人の年貢金銀類で、数量的には石原清左衛門が突出している。

預所大名は七口八人で、撰津高槻永井飛驒守の撰津・河内、播磨龍野脇坂中務大輔の播磨・美作・備中、

美作津山松平三河守の備中、肥前島原松平主殿頭の豊後、筑後柳河立花万寿丸の筑後、和泉岸和田岡部美濃守・内膳正長和父子の和泉、備前岡山松平（池田）伊予守斉敏の備中の物成・小物成で、伏見奉行加納遠江守の山城伏見廻りの物成銀である。

外囲取捌返納銀は預所を持たない大名五人すなわち肥後熊本細川越中守斉護、肥後高瀬細川采女正利愛、上野館林松平右近将監齐厚、肥前佐賀松平（鍋島）肥前守齐直、筑後柳河立花万寿丸の五人は大坂廻米のうち囲取につき拝借返納文化十年（一八一三）分である。

外貸付返納金銀は但馬生野代官西村貞太郎は二朱判通用貸付返納、近江信楽代官多羅尾頼負は米価方貸付利息上納、大坂鈴木町代官矢嶋藤蔵も同断である。

外長崎表引替古銀は長崎奉行牧野長門守成文は引替えのため大坂より銀差下し代わり古銀上納である。  
外国恩上切上納銀は備中倉敷代官古橋新左衛門の代官所百姓国恩上切上納銀貸付取立である。

以上が納入であるが、表（216）～（217）は渡方である。

表（216）定式遣方金銀は京都代官小堀主税の京都入用金銀、宮門室・仙洞・准后領・私領・寺領普請手当、廻糶費用、代官所入用銀、近江大津代官石原清左衛門の大津蔵・湖上船改、日吉神事等入用普請手当、材木改番所・多田銅

外長崎表引替古銀	外国恩上切上納銀
銀 貫 匁	銀 貫 匁
	5,340
72,500	
72,500	5,340

大坂金蔵の性格と収支（大野）

表（2-5） 天保四巳年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

納人	外年貢金銀類		外圍取 捌返納銀	外貸付返納金銀	
	金	銀	銀	金	銀
小堀主税（京都代官）	両	貫 匁 360,000	貫 匁	両	匁
石原清左衛門（近江大津代官）	1,000	36,810			
添田一郎次（大坂谷町代官）		225,000			
大原吉左衛門（大坂鈴木町代官）		856,642			
多羅尾鞆負（近江信楽代官）		60,000		217.50	26.117
和田主馬（丹後久美浜代官）		469,000			
古橋新左衛門（備中倉敷代官）		210,000			
西村貞太郎（但馬生野代官）		90,000		202.75	190.275
上林六郎（山城宇治代官）		20,000			
木村惣左衛門（京都代官）		6,000			
塩谷大四郎（西国郡代）		500,000			
根本善左衛門（石見大森代官）		265,000			
永井飛驒守（預所大名撰津高槻）		120,000			
脇坂中務大輔（預所大名播磨龍野）		73,000			
松平三河守（預所大名美作津山）		30,000			
松平主殿頭（預所大名肥後島原）		80,000			
立花万寿丸（預所大名筑後柳河）		45,000	40,143.650		
岡部美濃守・岡部内膳正（預所大名和泉岸和田）		20,000			
加納遠江守（伏見奉行）		90,000			
松平伊予守（備前岡山）		101,710			
細川越中守（肥後熊本）			42,799.755		
細川采女正（肥後高瀬）			3,446.730		
松平右近将監（上野館林）			4,418.578		
松平肥前守（肥前佐賀）			32,500.000		
矢嶋藤蔵（大坂代官）					4,897.280
牧野長門守（長崎奉行）					
計	1,000	3,658,162	123,308.713	420.25	5,113.672

表 (2-6) 天保四巳年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

渡人	定式遣方金銀					
	金	銀	大判	唐金	唐銀	灰吹銀
小堀主税 (京都代官)	2,850.00	2,728,856.20				
石原清左衛門 (近江大津代官)	16.00	510,791.00				
木村惣左衛門 (京都代官)		22,695.50				
上林六郎 (山城宇治代官)		20,694.30				
高木栄太郎 (長崎代官)		14,628.10				
高木作右衛門 (長崎代官)		18,532.90				
添田一郎次 (大坂谷町代官)・大原吉左衛門 (大坂鈴木町代官)		829,270.60				
矢嶋藤蔵 (大坂鈴木町代官)・辻富次郎 (大坂谷町代官)		69,314.00				
矢嶋藤蔵 (大坂代官)		14,860.30				
辻富次郎 (大坂代官)		13,582.30				
添田一郎次 (大坂谷町代官)		31,978.30				
大原吉左衛門 (大坂代官)		31,852.00				
青山九八郎 (大和五条代官)		40,037.20				
多羅尾鞆負 (近江信楽代官)		46,707.40				
本庄伊勢守 (伏見奉行)		19,554.10				
加納遠江守 (伏見奉行)		2,150.00				
太田備後守 (京都所同代) 与力		1,519.00				
松平伊豆守 (大坂城代) 家来		1,720.00				
大久保出雲守 (大坂定番) 家来		215.00				
松平紀伊守 (預所大名丹波亀山) 家来		6,722.70				
松平出羽守 (預所大名出雲松江) 家来		1,432.70				
松平伊勢守・深谷遠江守 (京都町奉行)		151,064.20	2			
深谷遠江守 (京都町奉行)		305,000.00				
戸塚備前守 (大坂町奉行)		215.00				
戸塚備前守・矢部駿河守 (大坂町奉行)	351.00	298,621.20				
大坂町奉行 3 人		4,425.00				
大坂町奉行 3 人組与力		1,941.60				
大坂町奉行 2 人組与力	18.00	0.00				
梶野土佐守 (奈良奉行)		7,867.90				

大坂金蔵の性格と収支（大野）

渡人	定式遣方金銀					
	金	銀	大判	唐金	唐銀	灰吹銀
太田運八郎（大坂船奉行）		9,670.90				
山岡仁右衛門（大坂材木奉行）		18,500.00				
大坂材木奉行・油漆奉行	24.00	172,895.70				
上田五兵衛・松崎弥兵衛（大坂弓奉行）		554.30				
福島小左衛門・石渡彦太夫（大坂鉄炮奉行）		6,512.55				
石渡彦太夫・御手洗伊右衛門（大坂鉄炮奉行）		774.00				
上田五兵衛・鈴木吉兵衛（大坂弓奉行・大坂具足奉行）		610.20				
石渡彦太夫（大坂金奉行兼帯）ほか	46.00	2,705.30				
三輪市十郎（不明）		550.00				
石寺八蔵（二条蔵奉行）ほか	15,749.25	6,200.00				
大坂蔵奉行・定番・城代家来与力・町奉行与力	17,768.75	1,105,626.00				
大坂城代家来・定番組与力		10,861.90				
大坂加番家来		339.80				
大坂定番組与力同心		817.00				
三井三人組・為替十人組御金奉行	48.75	6.00				
取下		2,350,000.00				
				9,053.7	49,777.8	466,000
計	36,871.75	8,882,872.15	2	9,053.7	49,777.8	466,000

山役所、宇治橋掛直普請、百姓上納大津蔵、米廻米手当、代官所入用、京都代官木村惣左衛門は用水川除普請銀、かたくり粉入用、代官所入用、山城宇治代官上林六郎・長崎代官高木栄太郎・高木作右衛門ら代官所増地諸入用、大坂谷町代官添田一郎次・大坂鈴木町代官大原吉左衛門の五畿内・中国・西国・北国・出羽国年貢米大豆江戸・大坂廻船運賃、廻船改方役料、大津蔵詰米廻米入用、同矢嶋藤蔵・同谷町代官辻富次郎は佐渡年貢大坂廻米運賃蔵納入用、二条蔵困糶廻糶運賃等、大津蔵詰代米江戸廻米運賃ほか、矢嶋藤蔵は元代官所播磨廻米五里外駄賃、代官所蔵納出役入用、場所替引越道中入用、諸入用、当分預所入用、堤奉行廻船改役料、辻富次郎は詰米大豆納出役入用、諸

入用、廻船改役料、添田一郎次は用水井堰川除普請手当、代官所当分預所諸入用、堤奉行廻船改役料、大原吉左衛門は用水井堰川除普請手当、諸入用、堤奉行廻船改役料、大和五条代官青山九八郎は用水川除道橋普請手当、材木改出諸入用、代官所当分預所諸入用、近江信業代官多羅尾鞆負は伊東主膳祐虎上知物成小物成等、代官所諸入用などで、伏見奉行本庄伊勢守は伏見役所入用、同加納遠江守は就任雜用である。

京都所司代太田備後守資始与力は御用筆墨紙代ほか、大坂城代松平伊豆守信順家来は大坂弓奉行が具足奉行兼帯の褒美銀、鉄炮奉行の金奉行兼帯褒美銀、大坂定番大久保出雲守教孝は家来褒美銀、預所大名丹波亀山松平紀伊守家来の丹波役運上材木入用銀等である。同出雲松江松平出羽守家来は預所隠岐船新造ほかの入用、京都町奉行松平伊勢守定朝・同深谷遠江守盛房は二条門番褒美、土砂留普請手当、京都町奉行所定高・臨時入用、二条城地震破損修復入用、大坂町奉行戸塚備前守・同矢部駿河守・同久世伊勢守は同心褒美銀、唐物売買取締入用、両町奉行所定高、市中川浚入用など、同組与力の同心扶持、番人給金、奈良奉行梶野土佐守の正倉院開封入用、大坂船奉行太田運八郎資統の琉球人帰国船差出臨時入用銀など船屋諸入用、大坂材木奉行山岡仁右衛門の鉄炮合葉蔵等修復、山岡と同役森左十郎・油漆奉行鈴木栄助の大坂城内外修復入用、材木蔵御用など、大坂弓奉行上田五兵衛・同松崎弥兵衛の弓方御用、同心小頭褒美銀、大坂鉄炮奉行福嶋小左衛門・同石渡彦太夫の定式小買物、合葉蔵入用物請負代、鉄炮稽古鉛渡、石渡と同役御手洗伊右衛門は鉄炮組同心小頭褒美銀、大坂弓奉行上田五兵衛・大坂具足奉行鈴木吉兵衛の大坂具足方御用手間ほか代銀、同心小頭褒美銀、大坂金奉行兼帯の石渡彦太夫と大坂金奉行と推定される幸田金一郎ほかの大坂金蔵勘定、金同心ら役金、金蔵番所費用、小買物代、大坂金蔵より江戸へ銀等取下ならびに長崎へ銀差立荷造りほか入用銀、三輪市十郎（役職不明）の御用筆墨紙ほか入用、二条蔵奉行石寺八蔵・小嶋祐介・伊東全左衛門・興津卯八郎の二条蔵奉行らの二条蔵詰人足賃・諸入用・二条在番合力米大豆代金・役金給金等である。このうち天保四年二条在番最上駿河守義実・菅沼織部正定志両

組番衆・与力・徒同心合力米大豆代金は一万五四五四兩となる。

大坂蔵奉行仮役鳥田三郎右衛門・大坂蔵奉行比留間兵三郎と大番と思われる野田市左衛門・須田平次郎・西山繁兵衛・中島宇右衛門は、天保三年の大坂在番小笠原弾正少弼長保・松平長門守定保兩組番衆・与力・同心らの半年分合力米大豆金四一〇三兩と銀二五九貫〇六三匁四分、この銀を金にすると四一〇三兩で計金八二〇六兩、大坂加番牧野山城守・太田原飛驒守愛清・安部撰津守信古・稲垣長門守の半年分合力米大豆金四三三三兩と銀二七三貫五八五匁六分で計金八六六六兩、大坂在番内藤豊後守正繩・新庄主殿頭直計兩組番衆・与力・同心らの半年分合力米大豆金四四七六兩二分と銀二八一貫六六一匁二分で計金八九五三兩、大坂加番松平山城守信宝・水野日向守勝愛・松平石見守乘利・京極甲斐守高行の半年分合力米大豆金四三三三兩と銀二七二貫六三二匁三分で計金八六六六兩となる。合計は金三万四四九一兩で定式遣方金銀の一七・三三%を占める。なおこれに先の二条在番合力米大豆代金を加えると二五・〇九%となる。ほかに大坂蔵奉行らは大坂蔵手代ら役金給金、小揚被下金給金、買物買上代銀、人足賃金、城詰味噌煮込みや道具修復入用を扱っている。

大坂城代松平伊豆守家来・大坂定番大久保出雲守・同遠藤但馬守胤統組与力は城中御用諸品代銀、同人らと大坂町奉行組与力は城中油代銀、大坂加番牧野山城守・太田原飛驒守・安部撰津守・稲垣長門守定成家来は鉄炮磨き紙代銀、定番組与力同心は鉄炮命中につき被下銀、三井三人組・為替十人組は買上大判金代である。この買上大判金代は二枚で金四八兩三分・銀六匁であるから、大判一枚は金二四兩一分二朱・銀三匁替えと記される。大判金代は極めて高いのでこの大判は慶長大判と推定される。なお表（2-1）の大判銀換算はこの数値を用いた。金奉行馬場藤五郎・西村九郎右衛門・志賀理助・浅井金八郎は年貢銀大坂金蔵より取下し為替組へ渡し江戸金蔵へ上納したが、計銀二三五〇貫目にも上る。

表(2-7) 天保四巳年分大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

渡人	別口金銀		御除銀	外金銀	
	金	銀	銀	金	銀
金森山城守(山田奉行)	3,803	24.0			
小堀主税(京都代官)		65,215.1		68.25	15,039.500
角倉帯刀(山城嵯峨代官)		1,401.8			
矢嶋藤蔵(大坂鈴木町代官)・辻 富次郎(大坂谷町代官)		90,894.8			
添田一郎次(大坂谷町代官)・大 原吉左衛門(大坂鈴木町代官)		30,120.0			
本庄伊勢守(伏見奉行)組与力		5,563.4			
石原清左衛門(近江大津代官)	1,460	24,000.0		11.75	14,309.800
戸塚備前守・矢部駿河守(大坂町 奉行)			281,639.624		919,311.966
跡部山城守(大坂町奉行)					6,908.800
矢嶋藤蔵(大坂鈴木町代官)				20.50	13,164.800
辻富次郎(大坂谷町代官)				2.25	31,794.200
多羅尾鞆負(近江信楽代官)					20.300
木村惣左衛門(京都代官)					203.000
永井飛驒守家来(預所大名摂津高 槻)				0.50	6,765.900
脇坂中務大輔家来(預所大名播磨 龍野)					402.900
岡部美濃守家来(預所大名和泉岸 和田)				3.50	756.500
大草能登守(小普請奉行)					72,500.000
牧野長門守(長崎奉行)					1,000,000.000
御金奉行ら4人					5,472,500.000
計	5,263	217,219.1	281,239.624	106.75	7,553,677.666

そして唐金銀と灰吹銀は全て江戸へ取  
下げになり、江戸両替町為替十人組御用  
所へ宿送りされている。なおこの唐金・  
唐銀・灰吹銀は定式遣方とされ、灰吹銀  
と唐金の若干の残高が期末の惣有高に掲  
載されている。

これらのうち最も金額の多いのが代官  
小堀主税、ついで金奉行、大坂蔵奉行・  
定番・城代家来与力・町奉行与力、二条  
蔵奉行ほかになる。

この定式遣方金銀は渡方の六〇・〇四  
%を占めるが、大坂金蔵が幕府上方の行  
政的支出を賄っているので当然と言えよ  
う。

表(2-7)の別口金銀の項では、山  
田奉行金森山城守可充は伊勢宇治橋の柱  
や東西大鳥居造営入用が最も多い。文政  
十二年(一八二九)の式年遷宮とは年次

的に隔たりがあるので通常の造営であろうか、京都代官小堀主税は山城国桂川・淀川・宇治川など諸川堤川除樋普請入用と丹波代官所困窮夫食代拝借返納、山城嵯峨代官角倉帯刀は賀茂川筋堤損所川除普請国役入用、大坂代官矢嶋藤蔵・辻富次郎の撰津・河内国大川通国役堤等普請入用、大坂代官添田一郎次・大原吉左衛門も撰津国大川通国役堤普請入用、伏見奉行本庄伊勢守組与力は山城国宇治川筋堤破損普請入用、近江大津代官石原清左衛門は大津町人・播磨村方御用金下戻金銀である。この項では堤川除普請拝借返納が多い。

別口御除銀は大坂町奉行戸塚備前守・同矢部駿河守は文化七年大坂町人鴻池屋善右衛門外一三人へ御用金を仰せ付け二〇万兩納めたがその下げ金、同十年大坂・兵庫町人へ御用金元金五〇万七九八九兩余仰せ付け、天保元年よりの割下げ金である。

別口外金銀は同じく前述文化十年の御用金割下げ金で、大坂町奉行戸塚と矢部は大坂・兵庫町人、堺奉行跡部山城守は堺町人、京都代官小堀主税は代官所河内・和泉・撰津・播磨村々、近江大津代官石原清左衛門は代官所河内・撰津・和泉・播磨・近江村々、大坂代官矢嶋藤蔵は代官所撰津・河内・播磨村々と太田備後守・松平伊豆守領分撰津村々、大坂代官辻富次郎は代官所当分預所撰津・河内村々、近江信楽代官多羅尾頼負は代官所近江村々、京都代官木村惣左衛門は代官所河内村々、撰津高槻永井飛驒守家来は預所撰津・河内村々、播磨龍野脇坂中務大輔家来は預所播磨村々、和泉岸和田岡部美濃守家来は預所和泉村々に対するものである。

このほか小普請奉行大草能登守高好は長崎古文字銀引替え、渡方は大坂金蔵で荷造り長崎会所に差下した。長崎奉行牧野長門守も同様である。金奉行馬場藤五郎と金奉行と思われる西村九郎右衛門・志賀理助・浅井金八郎は銀五四七二貫五〇〇目を江戸へ取下、江戸駿河町為替三井組・両替町為替拾人組へ差下している。

## おわりに

享和二年・天保四年の両勘定帳は多数の金銀収支の口数を数えるが、その加減乗除の計算は、筆者が行った銀換算を除いては全く誤りがなく、さすが老中以下・若年寄・勘定奉行・勘定吟味役・勘定組頭が奥書奥印を加えた原史料正本の重みを持っている。

同性格で年次のみ異なる両勘定帳を比較してみると、納方の項目では、享和二年別口御用金に対し、天保四年は別口国役金（代官二口三人）に変わっている。享和二年御除貸附返納金銀の項目は天保四年ではなくなっている。外の項目では享和二年の運上銀・払米代が天保四年ではなくなり、代わって囲籾取捌返納銀（大名五人）・長崎表引替古銀（長崎奉行）・国恩上切上納銀（代官一人）の項目が増えている。渡方の項目では、天保四年御除銀（大坂町奉行一口一人）の項目が設けられている。

まず両帳を数量的に比較してみると、一月一日の金藏惣有高では、総額銀換算では享和二年の方が六三六二貫余多い。定式遣方有高は享和二年が多いのに御除有高は天保四年の方が多く、外有高は大きな差がない。

次に納方をみると、納合総額銀換算は享和二年が七六七七貫余多く、従って惣合も一万三七九二貫余多いのである。そのうち享和二年で目立つのは、定式払米代銀、別口拝借返納金銀、別口御用金などの額が天保四年より多く、天保四年では定式品々納が享和より多い。

そして定式年貢金銀・定式石代金銀・定式諸運上冥加金銀・御除年貢金銀・外年貢金銀の年貢類は、享和二年が銀換算計一万五四六九貫六四九匁九分で納合の六二・〇九%、天保四年が銀換算計一万二九二九貫〇八四匁二分と少ないが

納合の七五・〇一%を占める。つまり天保四年の方がより年貢類に頼っていると見える。享和二年は御用金や返納金銀・払米代銀が多く、天保四年は定式品々納という雑収入の比重が大きいのである。

渡方では、渡合が享和二年が天保四年よりも銀換算六七八三貫余多く、そのうち別口金銀の比率が大きく、天保四年の方は御除銀の項目が設けられたが、別口金銀と合わせても遙かに少ない。ここでも外金銀という雑支出が増えている。差引残では享和二年の方が天保四年よりも銀換算七二八二貫余多く、内有高では御除有高が天保四年やや増えているほかは、享和よりかなり少なくなっている。

最後に拝借手形にて有之分は、天保四年の方が享和二年よりも八六〇五貫余増えているのである。次に兩年の比較で注目したいのは金銀とりわけ金種の相違である。

安永元年（一七七二）金貨代替の南鐮二朱判（二朱銀）が鑄造発行され、上銀二匁七分をもって金二朱とした。銀製の金貨といわれる。発行額は五九八万三〇〇〇両といわれ、文政十二年（一八二九）まで通用した。

享和二年（一八〇二）の大坂金蔵勘定帳に記される「但式朱判」「内式朱判」などの記載はこの南鐮二朱判を指すのであろう。納合金一九万四九四五両一分のうち二朱判は四万九四四五両一分で二五・四%、惣合金三万二六四九両のうち二朱判七万八五六両三分で二五・一%、渡合金二万三〇二両二分のうち二朱判は七万八五六両三分で二五・一%、差引残金八万九六二五両二分のうち二朱判は一万九五〇二両二分で二一・八%を占める。

これに対して天保四年（一八三三）の大坂金蔵勘定帳では、納合金四万三三四七両のうち二朱判は二万六〇二五両で六〇・〇%、惣合金八万九七一九両一分のうち二朱判三万五一八五両一分、一朱銀二万二三四両二分、計五万六五七九両三分で六三・一%、渡合金四万二四一両二分のうち二朱判一万二六八二両二朱、一朱銀一万一九一〇両二分、計二万三五九一両二分二朱で五五・八%、差引残金四万七四七七両三分のうち、二朱判二万三五〇四両二朱、一朱銀九四

八四両一分二朱、計三万二九八八両一分二朱で六五・五%を占めるに至る。

文政七年定量二匁の文政二朱判（二朱銀）が鑄造された。発行額は七五八万七〇〇〇両といわれる。さらに文政十二年定量〇・七匁の文政一朱銀が鑄造され、八七四万四五〇〇〇両が発行され、流通するようになるので、天保四年の大坂金蔵勘定帳の金種はこれに当たり、大量のこれら新貨が小判・一分判を凌いで流通していることをこの勘定帳は示している。そしてこの時期の貨幣政策が江戸幕府の財政事情を反映したものと見えよう。

さて以上の表に記される代官は享和二年一人、天保四年一人、預所大名は享和二年九人、天保四年一人である。「元禄十六未宝永元申式ヶ年分大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」に記載される代官は、元禄一六年二〇人、宝永元年一人であるからやや少ないが、元禄・宝永期は大名預所は上方以西には一か所もなく、僅かに以東に千村平右衛門預所があるのみであるから、その分兩年とも預所大名が増えている。

江戸幕府の金銀貯蔵ならびに出納の機関としての金蔵は江戸・大坂・二条・駿府・甲府城内や佐渡にもあったが、最も重要な金蔵は江戸の奥金蔵と蓮池金蔵それに大坂金蔵の三か所であった。江戸の金蔵は古く城内天守閣下北の穴蔵であったらしいが、明暦三年（二六五七）の大火で焼失、その後天守台下にあったと思われる奥金蔵と、正徳二年（一七一二）五月切手門外の金蔵を遷した蓮池金蔵の二か所に分かれた。大坂金蔵については既述した。

奥金蔵の貯蔵金銀は全くの非常用であるが、蓮池および大坂金蔵の貯蔵金銀には、定式御遣方すなわち経常支出に充てるべき分と、別口御除金すなわち臨時支出に充てるべき分とがあった。このような貯蔵金銀の性質の相違から、奥金蔵は留守居が進退し、勝手掛老中および勘定奉行が封印解印を掌る定めであり、蓮池ならびに大坂金蔵は勘定奉行支配の金奉行が進退し、勘定奉行裏書の手形によって出納を行う定めであった。

大坂金蔵は幕府領の五畿内筋以西の代官所・遠国奉行所・大名預所の年貢・石代・諸運上冥加金銀・国役銀の大部分

と諸向納金銀（長崎運上・地代金・大坂川船運上・払米代など）の収納を行い、中央金庫としての江戸の奥金蔵・蓮池金蔵に次ぐ位置を占めているのである。管轄の範囲には当然長崎も含まれるので唐金銀や紅毛銀錢も持渡しがあり、輸出入品に関する収支がある。また大坂は西廻り海運の結節点なので、東日本地域の加賀前田家支配の能登や出羽久保田佐竹氏そして対馬宗氏への金融的關係も見られる。

そして大坂金蔵は納入金銀に比し支出（渡方）が少ないので、その差額（外有高）が江戸金蔵に大番宰領で運送され、元禄四年（一六九一）からは現金銀通送に変えて大坂金蔵為替として送金されるのである。この年幕府から為替御用達の指定を受けたのは、江戸両替町・駿河町の本両替である御為替十人組と三井次郎右衛門・高伴・越後屋八郎兵衛高平の二人で、大坂金蔵の公用金の江戸送りに利用され、大坂御金蔵御為替と称えられたが、のち京都二条および大津などの公金取り寄せにも利用された。十人組の構成は変動も多く、別に銀座などが加わったこともあったが、三井組は幕末維新まで続き、為替会社・銀行として新政府を支えていくのである（松好貞夫『日本両替金融史論』文芸春秋社、一九三二年・作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』未来社、一九六一年）。

大坂金蔵勘定帳における三井三人組（江戸両替店三井次郎右衛門・京両替店三井三郎助・大坂両替店三井元之助）が納方に出てくるのは、京都より大坂金蔵への為替金銀（京都御為替）であるからそう多額ではない。江戸金蔵へのいわゆる大坂御金蔵御為替は、渡方に出てくる為替や江戸取下しの中にあるのであろうが、これについては後述する。

ところで東京大学史料編纂所蔵向山誠齋編「向山誠齋雜記及雜綴」の中に「御年貢金其外諸向納渡」という享保七年（一七二二）から天保七年までの連年の幕府財政収支決算簿の納渡（金方）の数字がある（『江戸幕府財政史料集成』下巻八九〜九六頁）。享和二年の納は金一三三万五八三五兩余、大坂金蔵勘定帳の納金は金にして三九万三二四七兩余であるから二九・四三%、渡は金一三九万五五〇三兩余、勘定帳の渡合は金にして四三万八四五八兩余で三一・四二%

を占める。これに対して天保四年の納は金二二九万六九三八兩余、大坂金藏勘定帳の納合は金にして二七万二〇四〇兩余で一・八四%、渡は金二三万五万四三三八兩余、大坂金藏勘定帳の渡合は金にして三三万一四五七兩余で一四・〇八%となり、大坂金藏の比率が大きく低下する。その理由を解析する必要がある。

三井文庫には大坂金藏為替の史料が大量に所蔵されている。そのうち「御為替留」五冊（三井三郎助、寛政四年〜慶応三年、京三井組）、の式（別二六九四）の幾つかの記事と大坂金藏勘定帳と照合すると、合致する例もあるが、大量のため相当の時間を要する。例えば享和二年勘定帳に、寛政九年（一七九七）京都町奉行所へ取立てた嵯峨川筏積新運上と大和陸河口役銀一四貫七七五匁九分三厘四毛は八〇日限をもって大坂金藏へ為替銀を為替銀で納めている記事があるが、全く同文のものが「御為替留」にもある。そしてこの銀は二月五日に請取五月六日に上納しているのである。このほか数カ所見つけたが全体的には今後の課題としたい。なおこの「御為替留」には三井組の扱った各種の御為替が全て載っており、御為替帳簿類の記載内容や性格と相互関係については、村和明の研究がある（「御為替三井組の御用関係帳簿類について」『三井文庫論叢』第四四〜四六号、二〇一〇〜二〇一二年）。

享和二年大坂金藏勘定帳では、三井三人組の納は一九口で、合計すると銀一五九貫〇一〇匁一分九厘三毛・金二四七兩一分である。このほとんどが京都町奉行所へ取立てた年貢その他の収入を大坂金藏へ納めた為替金銀である。御為替三井組の為替取引のうち、享和二年の京都御為替は銀二五貫三四匁二分である（賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年）。従って勘定帳の数値は遙かに大きい。しかし勘定帳の取立て年は寛政九年（四口銀二〇貫四一九匁二一・金三七兩二分）、同十一年から十二年（五口銀二五貫八六七匁七二・金九二兩三分）、同十二年（九口銀一〇七貫四三〇匁二二八・金一一五兩）、享和元年（一口銀四貫四五八匁〇五五・金二兩）と分かれている。そこで京都御為替の引受高は、寛政九年銀二一貫九六八匁七分、同十一年銀二一貫九四七匁二分、同十二年銀二一貫七五三匁七

分、享和元年銀二五貫三四四匁二分でほぼ似た数値である。この中では寛政九年と十一年から十二年の数値が京都御為替の数値に近い。

天保四年大坂金蔵勘定帳では、三井三人組の納は一三口で、合計すると銀一五一貫二七四匁八分四厘七毛四弗・金一万〇四八四匁一分となる。御為替三井組の為替取引のうち、天保四年の京都御為替は銀二五貫三六五匁八分八厘・金六九六〇匁であるから（賀川隆行前掲書）勘定帳の方がかなり多い。このうち京都町奉行所から大坂金蔵に納めたと明記されている為替金銀は、銀一五〇貫六三九匁四分九厘七毛四弗・金二八四匁一分となる。銀は多く金は少ないが、合計すると大坂金蔵勘定帳の方が少ない。さらに取立て年は文政十一年が五口（銀四七貫二四六匁一分二厘七毛四弗・金三兩一分）、天保二年が五口（銀一〇三貫〇九三匁三分七厘・金二四一匁）である。ちなみに京都御為替は文政十一年銀二五貫一二四匁二分六厘・金五八五四兩、天保二年銀二五貫三三七匁二分五厘・金五八四三兩三分で天保四年と大差ない。しかしながら大坂金蔵勘定帳の納渡とも複数年に渡っているので、他の勘定帳にもその年の記載があると思われる、ここでは確定的なことは言えない。

いっぽう渡については三井組が個別に為替を組んでいる記録は勘定帳にはない。

享和二年の大坂金蔵勘定帳では、御金奉行らが別口金銀の項で金一万兩を、外金銀の項で金五四八九兩二分を大坂より江戸へ勘定組頭印状をもって取り下している。また別口金銀の項で金蔵・別口金蔵有高のうち金五万兩と金五五〇兩ほかに金二兩・銀四貫四五八匁五厘五毛を、外金銀の項で金一万六五二〇兩三分大坂金蔵より臨時取り下しになり、享和二年為替組の者へ渡し江戸金蔵へ上納している。ほかに金三万二〇〇兩を御取下令として江戸両替町為替十人組御用所へ向け差し下している。以上の合計は金一万四五六二兩一分・銀四貫四五八匁五厘五毛となり、渡合の二六%余を占める。しかしそのうち三井三人組がどれだけ為替を請け負っていたかは分からない。天保四年の大坂金蔵勘定帳で

は、御金奉行らが定式遣方金銀の項で、年貢銀一七五〇貫目と銀六〇〇貫目を、大坂金蔵より為替組の者へ渡し江戸金蔵へ上納している。そして唐金九貫〇五三匁七分・唐銀四九貫七七匁八分、但州石州灰吹銀計四六六貫目を江戸へ取り下げ両替町為替十人組御用所へ差し下している。外金銀の項では、銀五四〇〇貫目を江戸へ取り下げ駿河町為替三井組ならびに両替町為替十人組へ差し下している。また銀七二貫五〇〇目を江戸両替町為替十人組へ差し下している。この計は唐金銀・灰吹銀を除いて七八二貫五〇〇目となり、渡合の三七%余となる。

先の賀川氏の著書によれば、享和二年の大坂定式御為替銀は九二七貫五〇〇匁、また大坂臨時御為替銀は一二五八貫一五五匁〇分四厘・金二万九六六一兩二分・二朱判四七三六兩二分とある。同じく天保四年の大坂定式御為替銀は九一〇貫目、大坂臨時御為替銀三二〇貫目である。勘定帳の為替金銀は全てが三井三人組に渡されたものではなく、為替十人組引受けが多いと思われるが、今後の数的検討の基礎資料となろうか。

今回は三井文庫所蔵享和三年（一八〇三）「享和三亥年分大坂御金蔵金銀拝借帳」（前述B）の分析までには至らず、課題を今後に残してしまったことを詫びたい。なおこの三史料全文の紹介および解題・解説などは、二〇一六年刊行予定の拙編著に委ねる予定である。

〔付記〕 本稿の作成に当たり、二〇一五年十二月の三井文庫研究会で研究発表の機会を与えられ、『三井文庫論叢』の貴重な紙面を割いて小論を掲載することをお許し戴いた公益財団法人三井文庫および職員の皆様に深甚な謝意を表したい。とりわけ多くの助言を下さった主任研究員村和明・研究員下向井紀彦両氏に感謝申し上げます。

また広島県立文書館においても閲覧・撮影の便宜を与えて戴いた同館総括研究員の西村晃氏にも、この場を借りて謝意を表したい。